

第五十一回 参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)
午前十一時五分開会

委員の異動

四月十三日
重宗 雄三君
山下 春江君
補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 阿部 竹松君
理事 鹿島 俊雄君
丸茂 重貞君
佐野 芳雄君
藤田 藤太郎君

委員 亀井 光君
川野 三曉君
黒木 利克君
紅露 みつ君
土屋 義彦君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
大橋 和幸君
森 勝治君
山崎 昇君
小平 芳平君
高山 恒雄君

衆議院議員

修正案提出者 竹内 黎一君
國務大臣 厚生 大臣 鈴木 善幸君
政府委員 厚生大臣官房長 梅本 純正君

厚生省医務局長 若松 栄一君
厚生省医務局次長 瀧美 節夫君
厚生省児童家庭局長 竹下 精紀君
厚生省保険局長 熊崎 正夫君
厚生省年金局長 伊部 英男君
社会保険庁長官 山本 正淑君
社会保険庁医療保険部長 加藤 威二君
事務局側 常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件
○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿部竹松君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。
まず、委員の異動についてお知らせいたします。四月十三日、重宗雄三君が委員を辞任され、その補欠として山下春江君が選任されました。

○委員長(阿部竹松君) 健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府より本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。鈴木厚生大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

政府管掌健康保険、船員保険等の医療保険につきましては、近年受診率の上昇、給付内容の改善等により、多額の赤字を生じ、保険財政はきわめて逼迫した事態に立ち至っております。政府は、このような事態に対処すべく健康保険制度等の改

正案要綱を策定し、社会保障制度審議会及び社会保険審議会に諮問したのでありますが、両審議会からは、保険財政が逼迫している現状にかんがみ、とりあえず応急対策として保険料の改定及び国庫負担の増額を行なうべきであるとの答申を受けたのであります。政府といたしましては、限られた国の財政事情の中で、これらの答申の趣旨を極力尊重することといたしまして、当面、応急対策として、昭和四十一年度において政府管掌健康保険に

対し百五十億円、船員保険について四億円の国庫補助を行なうこととし、あわせて標準報酬等級区分の改定及び保険料率の引き上げを行なうこととした次第であります。なお、これらの審議会の答申にも述べられておりますように、医療保険財政を将来にわたって健全化するためには、医療保険制度の基本的な問題について検討する必要があるため、政府といたしまして今後早急に抜本的な検討を行なう所存であります。

また、この際、さきに行なわれました労働者災害補償保険法等の改正に見合せて、船員保険の職務上の事由による年金給付につき、また、さきに行なわれた厚生年金保険法と船員保険法との改正に伴い、厚生年金保険及び船員保険交渉法について、それぞれ所要の改正を行なう必要があり、そのため、今回あわせてこれを改正することとした次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。以上が、次に、この法律案の概要を御説明いたします。

まず、健康保険関係につきましては、第一に、標準報酬月額額の最高額現行五万二千円を十万四千円に改め、等級区分現行二十五等級を三十六等級とすることといたしております。

第二に、政府管掌健康保険の保険料率現行千分の六十三を千分の七十に改めることといたしております。

ります。

次に、船員保険関係につきましては、第一に、標準報酬月額額の最高額現行七万六千円を十万四千円に改め、等級区分現行二十五等級を三十等級とすることといたしております。

第二に、疾病部門にかかる保険料率について、一般給付分現行千分の五十一を千分の五十四に、災害補償分現行千分の四十を千分の四十六に引き上げることといたしております。

第三に、職務上年金部門に關しましては、さきに行なわれました労働者災害補償保険法等の改正に見合せて、職務上の障害年金及び遺族年金の額を引き上げる等の改正を行なうことといたしております。

次に、厚生年金保険及び船員保険交渉法の関係につきましましては、さきの厚生年金保険法及び船員保険法の改正における老齢年金等の年金額の引き上げ、高齢者在職老齢年金の支給、厚生年金基金の創設等に伴い、老齢年金の高齢受給権者または厚生年金基金加入員であつて、両制度に加入したことがあるものの取り扱い等について必要な調整を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及び政府提出法律案の要旨であります。なお、衆議院において、政府管掌健康保険の保険料率に關する改正規定、健康保険及び船員保険の標準報酬等級及び保険料率の改正についての施行期日等について修正がなされました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(阿部竹松君) 次に、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者、衆議院議員竹内黎一君より説明を聴取いたします。竹内衆議院議員。

○衆議院議員(竹内黎一君) 健康保険法等の一部

を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の第一は、保険料率の引き下げについてであります。政府管掌健康保険の保険料率は、改正案では「千分の七十」となっておりますが、それを「千分の六十五」に改めたこととあります。

第二は、施行期日についてであります。健康保険法の一部改正及び船員保険法の一部改正の施行期日は、改正案では「昭和四十一年二月一日」となっておりますが、これを「公布の日」に改めたこととあります。

なお、健康保険及び船員保険の保険料率及び標準報酬に関する部分は四月一日から適用することとし、船員保険の職務上金部門につきましては二月一日から適用することとしたこととあります。

以上が修正の要旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(阿部竹松君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記を起こして。午前中の審査はこの程度とし、暫時休憩いたします。

午前十一時十四分休憩

午後零時四十五分開会

○委員長(阿部竹松君) 午前に引き続き、ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

これより健康保険法等の一部を改正する法律案に対して質疑を行います。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○藤田藤太郎君 私は、大臣にまずお伺いをしたいのであります。健康保険の問題については、昨年から非常に議論のあったところでございまして、私たちが感ずることは、政府の社会保障に対する考え方が、どうも国民の感情とちがはくではないか、これが一つであります。

それから、いま社会保障の果たしている役割りというものは、単に慈善や恩恵という段階を過ぎ、経済繁栄と申しましようか、経済の一要因として社会保障、特に所得保障の問題が中心であり、医療保障の問題もそうであり、そういうところを方々するようになってきたと私は思うのであります。そういう観点からまいりますと、一番最初出された健康保険法改正に対するもの、考え方というものは、少し国民とちがはくでなかつたかという感じを私は持つわけであります。

たとえば薬価の半分とか総収入、まあ二千元を限度とするというところは書いてありましたけれども、しかし、医療制度の赤字は全部被保険者にゆだねるといふところから健康保険法の改正といふものが行なわれようとしておる。これは社会保障制度審議会や社会保険審議会の批判、反発があつて、その考え方は一応しるすさりしたようなかつこうで進んできたのであります。しかし、この主点になるものは、私は、その考え方というものが、厚生白書にも出ていましたように、労使の負担で社会保障を進めるのだというものが抜けて切つていないところ、私はやはり問題があるのではないかと。私が冒頭に申し上げましたように、単に慈善、恩恵の対象として社会保障を考へていいのかわりかというところがやはり問題ではなからうかと私は思ふわけです。だから第一に聞きたいことは、厚生大臣は、いま社会保障、特に所得保障を中心とした社会保障が近代社会に果たす役割りといふものはどうお考えになつておるのか。

それから、二番目に、私は、全体の経済の中で、主権在民の国家体系における主権者国民の位置といふものはこれでいいのかわり、そういう二つの問題についてまず私はお聞かせを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 社会保障が近代国家におきまして特に重視をされ、その中におきまして医療保障と所得保障といふものが二つの大きな柱になりまして、国民の健康を守り、また、国民の最低の生活を保障すると、こういうような制度

のもとに社会保障の政策を行なつておりますことは御指摘のとおりでございます。わが国におきましても、欧米先進国に比べまして、いまだ十分これに追いついていないのでありますけれども、医療保障の面におきましては、おおむね欧米先進国の水準に達しつつあると考えております。所得保障の面におきましては、この制度が発足をいたしましたからまだ日も浅い。すでに欧米先進国等に

おきましては、長い間の積み立て制度のもとに給付の段階に入つておるのであります。わが国におきましては、福祉年金や、あるいは遺族給付といふような面は別といたしまして、拠出制による本格的な給付の段階にまだ入つておりません。さらに、また、すでに北欧等におきまして行なわれております児童手当、この制度はわが国におきましては検討を進めつつある段階でありまして、実施に移つておらないのでございます。そういうような関係からいたしまして、確かに日本は立ちおくれてはいたしております。しかし、私どもは、経済の成長、国民所得の上昇に見合ひまして、近年社会開発、特に社会保障といふことに力を入れるように政府としても努力をいたしておるところでございます。これを数字で申し上げますならば、欧米先進国におきましては国民総所得の一〇数%という水準にあるのであります。わが国におきましては、一九六三年の時点で国民総所得の中に占める社会保障給付費の割合は六・四%程度に相なつております。おそろく四十一年度におきましては七%をこえるという状況にまで相なつておるのであります。私は、こういうような社会保障、特に医療保障と所得保障といふものが充実をしましてはじめて国民が憲法で保障された文化的な健康な生活を保障されると、こういうことになるわけでございますから、その理想の実現にできるだけ早く到達いたしますように、政府としてもあらゆる努力を払つてまいりたい、かように考えておるのであります。

また、所得保障の面につきまして、私は、これは単なる国の恩恵というふうな考え方で社会保障

はやられるべきものではないという御指摘の点は全く同感でございます。これはむしろ国の責任において国民の生活を守るために私はこれが必要である。また、このことは決して国費をただ支出をするというだけではないに、当面の景気の不況を脱却する観点からいたしまして、有効需要の喚起といふような観点からいたしまして、私は大きな役割りを持つておるものである、かように考えておるのであります。今後一そうこの面に努力を払つていきたいと考えております。

○藤田藤太郎君 今年中に新しい経済計画をお立てになるようでありますから、私は、いままでの所得増進計画や中期経済計画をお出しになつて、あれが一応白紙になつたといふことでありますから、新しい経済計画が那边に力を入れてくるか、私はよく存じません。しかし、少くともことしの経済成長の見通しに出でくる国民所得の一人平均は二十五万円をこえる段階です。しかし、その二十五万円の今度分配になつてきたら、労働者や農民は、五人世帯として百二十五万円であり、それども、国民の一世帯当たりの収入といふものは那边にあるかといふことは、農民なんかでは三分の一にも達しないところが多い。平均値の三分の一にも達しないところが多い。平均値の三分の一にも達しないところが多いといふことは、とても五〇%には達しない状態でございます。私が前段お尋ねしたのは、医療問題が国会に出てくるたびに、政府はどうか被保険者に荷をかぶして運営をしていこうといふ考え方がずっと続いているのではないかと。たとえば昭和三十三年から三年に行なわれたと思ひますけれども、たしか三年だと思ひますけれども、健康保険の赤字が政府管掌に出たから、毎年三十億ずつ出して黒字にしていくのだとおっしゃつたけれども、少くもなつたら、もうあくる年から五億で打ち切つてしまふ。国会で約束されたことが、もうそれから五億で打ち切つてしまつたといふ歴史があるわけ

でございます。今度三十九年から四十年、四十一年度に赤字が出てくると薬価の半額をとる。期末

はやられるべきものではないという御指摘の点は全く同感でございます。これはむしろ国の責任において国民の生活を守るために私はこれが必要である。また、このことは決して国費をただ支出をするというだけではないに、当面の景気の不況を脱却する観点からいたしまして、有効需要の喚起といふような観点からいたしまして、私は大きな役割りを持つておるものである、かように考えておるのであります。今後一そうこの面に努力を払つていきたいと考えております。

○藤田藤太郎君 今年中に新しい経済計画をお立てになるようでありますから、私は、いままでの所得増進計画や中期経済計画をお出しになつて、あれが一応白紙になつたといふことでありますから、新しい経済計画が那边に力を入れてくるか、私はよく存じません。しかし、少くともことしの経済成長の見通しに出でくる国民所得の一人平均は二十五万円をこえる段階です。しかし、その二十五万円の今度分配になつてきたら、労働者や農民は、五人世帯として百二十五万円であり、それども、国民の一世帯当たりの収入といふものは那边にあるかといふことは、農民なんかでは三分の一にも達しないところが多い。平均値の三分の一にも達しないところが多いといふことは、とても五〇%には達しない状態でございます。私が前段お尋ねしたのは、医療問題が国会に出てくるたびに、政府はどうか被保険者に荷をかぶして運営をしていこうといふ考え方がずっと続いているのではないかと。たとえば昭和三十三年から三年に行なわれたと思ひますけれども、たしか三年だと思ひますけれども、健康保険の赤字が政府管掌に出たから、毎年三十億ずつ出して黒字にしていくのだとおっしゃつたけれども、少くもなつたら、もうあくる年から五億で打ち切つてしまふ。国会で約束されたことが、もうそれから五億で打ち切つてしまつたといふ歴史があるわけ

手当を含めて、総収入制からとって赤字を全部埋めるといふものの方がここへ出てくるわけでございます。それと相マツチまして、厚生白書には、今後の社会保障は労使の負担でやるのだと、健康保険が議題になってくると、健康保険の経済といふものを忘れて申しましたら、意識的に触れないで、一部負担の問題だけをさらっと並べるといふようなことが厚生白書に出ておるわけでありまして。私は、白書といふものは、だれに聞いても、厚生省の皆さんに聞いても、あれは特定の立場から出すのではなしに、実態を客観的に出すのだと、こうおっしゃるのでありますけれども、事実はそうでない状態で厚生白書が出てくる。これらのものの方といたうものを改めていただかなければ社会保障の前進といふものはあり得ないのじゃないか、私はそう思うわけでありまして。で、いま大臣が、外国の社会保障が非常に進んでいる、日本は六・三％か四％ですよ、統計に出てくるわけですから。西ドイツを頂点にして、大衆国民所得の二〇％水準にいま近づきつつある。いまのヨーロッパが特に進んでいるわけだけれども、ヨーロッパの経済が繁栄していくといふのも、私は、やっぱり生産と消費のバランスがとられて、その大きなウェイトを社会保障でまかなっているといふんです。経済の繁栄の一要件として、重大な要件として社会保障が考えられている、それが購買力に転嫁して生産に発展をしていく、繁栄に発展をしていくといふものの方で、ここにあるわけですから。ですから、私は、そういうところを政府は各国に書記官とか参事官を派遣されて、特に調査機関を持つておいでになることですから、そういうところをもつと的確に把握しておやりになるというものが主権在民の国家の政府のやるべきことだと、私はそう思う。ところが、出てくるものが出てくるものは、何となしにそういうものを忘れてしまつて、方針が出てくる。いま大臣は、社会保障はいま緒についたところだから、どんどんこれから進めていくんだと、こうおっしゃる。まことにけつこうな話であります。けつ

こうな話でありますけれども、いまのようなテンポで基本的に社会保障をとらえる考え方というものがいまのような状態から進まないとしたら、私は、いまの住民主権の国家における役割りを果たしていないことになるのではないかと、こういう気がするわけでございます。この前の社会保障制度審議会が非常に長く議論をされましたときに、医療の半額負担と総報酬制で云々という議論が出て、私はこういうことを申し上げたと記憶しているわけでありまして。大体ヨーロッパの各国と日本は、日本が二十万から五万、各国が三十九年当時で四十五万から五万と、大体倍であらうと思ひます。そういう中において所得保障も進み、医療保障も進んでいるわけでありまして、そういうところをがひとつも考えられてないような感じを受けるわけですから。それじゃ国民所得は低いか云々といふことになるわけですが、問題は生活なんでありまして。それじゃその被保険者の生活が保障の負担または年金の負担、単に労使だけに社会保障の前進をゆだねていくといふものの方で、ぬのではありませんか。たとえばイギリスは医療保険の八〇％を国が負担をしているわけでありまして。そこで多少の一部負担はございます。しかし、政府管掌としてファイフティ・ファイフティでございます。日本は労使がファイフティ・ファイフティであつて、そして一部患者にその負担をかぶせていくといふことになると、非常に低い収入でどうにもならぬといふ問題が出てくるのではないかと。フランスは被保険者が六％で、それから使用者が一四・二五％負担をして経済をまかなつていく。イタリアは被保険者が五・二％で、使用者が一〇・五％という比率でございます。こういうことが日本はファイフティ・ファイフティでございます。ドイツもファイフティ・ファイフティであります。しかし、ドイツには一部負担といふものはかかつていないわけですから。将来の關係として、社会が負担をして国民の健康を守っていくといふ

ところに進むであります。私はよそのことはそれ以上はわかりませんが、しかし、今度自己負担の問題になってくると、これは日本のように乗価の半額とか総報酬制とか、その額はともかくといたしまして、被保険者に一切のものをかぶせて社会保障を進めていくといふものの方で、これは、今日の近代国家の中では少ないんではないかと、私はそう思うわけでございます。で、ほかにもいろいろな要件があるのではありませんけれども、そういうことを一番よく知っているはずの政府当局がそのことにあまり触れないで、とにかく赤字が出たら労使にかぶせていけばいいんじゃないかと、私が一番気にさわるのは、厚生白書で保障経済といふものの仕組みといふものを一切出さずに、一部負担のところだけをだんだん並べて厚生白書に出したといふところが一番私にはかんにさわるわけでありまして。だから、そういうものの方でえ方をやっぱり少し変えていかなければならぬのじゃないかといふぐあいに私は思つてゐるわけですから。三十七年に社会保障制度の勧告、答申案が出まして、あの当時の日本の勧告案を出す資料といふのは、三十三年から三十五年、六年から所得倍増計画が仕組まれて、そして十年たれば所得を倍にする、生産力を倍にするという約束したものでありますけれども、昨年十月現在の通産省の統計資料を見ますと、二・六倍から七倍に生産力が上がつてゐる。設備だけは拡大される。それには物価の値上げで資金調達が行なわれるでしようし、国内の金融が全部大企業中心にいくでしよう。金をうんと持った、株式の配当で食べている人には高い免税点であります。利子も少かりであります。そういうぐあいにして、いまの日本の生産機関は、購買力がないから六〇％しか上がらないといふ今日の日本の現実の中で、私は、いまこそ社会保障といふものが日本経済のひずみを直す一番大きな要件であらう。それを被保険者にかぶせて、そして社会保障を進めるなんといふようなことは、私は、全く主権在民の国家体系におけ

るものの方といふものが間違つてはいはないか、私はそう思うわけでございます。ですから、その根本を、大臣は閣議の中で一番大きな役割りをもちになつてゐるのではないかと、社会保障といふものに対して。だから、そこあたりをどういふぐあいに今後進めていくべきか、もう少し今度新期経済計画も出るわけですから、その中で社会保障全体をどう持つていくか、そのなか、そこあたりの鈴木大臣から意見を承つておきたい、私はそう思う。

○国務大臣(鈴木幸吉) 経済発展と見合つて社会保障を充実してまい、このことを私も常に考え、努力をいたしておるのであります。池田内閣当時所得倍増計画があり、また、中期経済計画が策定をされまして、その際に、これに見合つた社会保障計画といふものの長期計画を厚生省におきまして一応考へておいたのであります。しかし、先般中期経済計画が、経済情勢の大きな変動によりまして、これを破棄する、白紙に戻しまして、新たに新しい長期経済計画を策定するといふことをきめて、着々いまその立案策定に当たつておるのであります。私は、この新しい長期経済計画に即応するところの長期の社会保障計画といふものをぜひ確立をしたい、こう考へておりました。事務当局に命じてその策定の仕事を進めておるのであります。いづれ経済企画庁あるいは大蔵省等々と連絡をとりながら、長期経済計画に見合つた社会保障計画といふものを確立をいたしまして、そして国民の生活を守り、また、国民の健康を保障する、こういう長期的な一つのビジョンを持つて社会保障の充実に努力をしてまいりたいと、このように考へておるのであります。

また、藤田さんから、社会保障を実施するにあつて、政府は保険主義をとつておつて、社会保障という観点で医療保障等をやつていないではないか、保険財政が悪化すればすぐこれを労使の負担によつて穴埋めをする、そういうことでは真の意味の医療保障といふものにはならないと、こういう御指摘であるのであります。私は必ずしも藤田

さんが御指摘のようなことではないと考えておるのではありません。国保の例をかりにとりました場合におきましては、昭和四十一年度国庫負担は千四百五十億、これを家族七割給付を達成いたしましたところの市町村に對しましては定率四割を国庫負担とする。また、事務費につきましても一人当たり二百五十円を国庫補助する、こういうことで、医療保険に對しましては、附帯決議として、国庫負担の定率化の問題、制度の根本的な検討の際にこの定率化の問題を取り上げべきである、こういう御趣旨の附帯決議もついております。私も、この国庫負担のあり方ということにつきましては、医療保険制度の抜本的改正をいたします際に重要な課題として検討してまいら、こういう考えでおるわけでありまして、決して保険財政の赤字を被保険者なり、あるいは事業主だけで御負担を願う、そういうような考え方は持つておりません。応分の御負担を願うと同時に、国の財政の許す限り、政府におきましてもこの負担をやつてまいら、こういう考え方であるわけでありまして、医療保険の問題につきましては、大抵西独の制度を日本は一つの手本として今日までその充実に努力をしてきておるのでありまして、私は、医療保険全体を通じて平均値を出しますならば、大抵西独並みの水準に達しておる。国庫負担の面におきましても、ドイツにおきましても二四、五割の国庫負担をいたしておりますが、わが国におきましても、全体としては国庫負担がそれぐらいの負担をいたしております。労使におきましては残りを折半負担をしておる、こういうことに相なつておるのでありまして、藤田委員の御指摘の趣旨と私どもが考えております方向とは、決して背馳いたすものではないと思つておる。藤田さんの御指摘のような方向で私どもも今後努力してまいら、このように考えております。

○藤田藤太郎君 国保の問題は私はきょうは触れまいと思つておつたのですが、大臣がお触れになつたから、一言だけ私も申し上げておきたいと思つておる。

国保の財政、国保の現状というものは、健保が残つたあとを国保がまかなつていく。いま大臣が、国保は今度は五〇％、あとで五〇％補給ということに体制を立てたいとおっしゃる、これは前進でけつこうだと私は思ひます。しかし、国保の現状というものはどうなんだ。四十年の保険料負担が八百億、それが三十九年と四十年とで保険料の値上げが六割、六割で八百億になつていく。で、一般会計から市町村、要するに地方自治体の一般会計からその負担をせなければ国保の財政が持たぬ、経済が持たぬというこの状態の中で、さうして保険料としても二年間で六割上がつて、総計が八百億という状態になつてきた。私は、大都市になれば大都市になるほど国保の赤字はたかざらぬ。むしろ国庫が皆保険で主体としてやらなければならぬ国保を一般会計でまかないないといふような方向でこの皆保険をお進めになるようなことでは、これは少し間違つていませぬかと、私はさう感ずるわけでありまして、

もう一つ、これに背中合わせですけれども、地方自治体が自分の便利のために、たとえば交通をする、水道をするといふようなときには地方公営企業法という法律で独算制で押える。それは料金で全部まかなふといふ法律で網を上からかぶせて、国保の赤字は一般会計でまかないないといふのは、地方自治体の住民の希望によつてやつた事業は住民の負担で、それで社会住民が利益を受けるというのなら、負担がさういふところに行くなら私は幾らかまた話のつじつまも合つてくると思つておる。しかし、さうでなしに、国保は一般会計でまかないないといふか、さうでなしに四十年度も膨大な百億も一般会計から国保に捻出をしておる追い詰められた状態の中でようやく政府

が今度の負担というものを上げられたことについては、私は努力は多しと思つておる。私は、佐藤内閣全体の中でこの問題はどうしていかか。特に水道なんかにおいては国庫負担をしてやつていかなければならぬという段階が世界の例でございまして、さういふものをほらつておいて、私は厚生大臣ばかりに言うわけじゃありませんけれども、ここの関連を住民はどうそれじゃにらんでおるかといふと、なかなかにらみ切れないと思ふ。さういふことが平気で行なわれる。東京が十八億、大阪は十一億も年度に国保に金を入れなければならぬ。それを入れなければならぬ何億も膨大な赤字をかかえて国保が四苦八苦しているといふのがまあ現状であるわけであらう。ですから、私は、やはりそこらの点は、厚生省の管轄、他の行政の管轄といふ問題も考えながら、皆保険として出発した国保については、もつと熱心に私は取り組んでいただきたいと、これだけ一言言つておきます。

それから、いま健保が決して被保険者だけに、または事業主だけにするのでない、政府はめんどろをみていくのだとおっしゃいました。で、むしろ国庫を立てて社会保険を進める、先頭を切つていくといふのが私は今日の近代国家の筋道だと思つておる。それなら、私は、政府管掌の健康保険は、むしろ中小零細企業の労働者が入つておる政府管掌である。で、組合管掌を見てみても、千分の三十から八十の中で、非常に組合管掌でも保険料を高くしなければいかなぬといふところまでだんだん追い込まれてきておることも事実であります。それじゃ付加給付のない政府管掌の労働者の健康保険がこれだけ困難になつてくるというなら、政府は負担するといふのなら、いま大臣の言われたような計画で社会保険を進めるとするのなら、なぜ定率でバランスをとつて国庫負担をやつていくといふこのことをおやりにならないか、私はそれを聞きたいのであります。たな上げはけつこうであります。財政が持たないので、たな上げけつこうでありますけれども、今度根本的

改革をしていくといふのは那邊にあるか、いまの大臣のことはそのまゝ聞けば、私はだいぶんよい話を聞いたと思つておる。しかし、今度ことし一ぱいかつて医療制度を検討するといふなら、このたな上げ資金も、結局被保険者、保険者にかぶせて経済を維持していこうといふことになりはせぬかといふ心配は、私はかりじやなしに、国民みんな持つと思つておる。だから、今日、昭和三十三年の健保改正からいかりであり、定額のそのときに三十億出すといつて、あくる年から五億に減つてしまつて知らぬ顔をしてきた。さうして今度赤字が出てきたら、去年は三十億出して、ことし百五十億出す、いままでの赤字はどうにもならぬからたな上げしますと、さうおっしゃるが、大抵医療制度の方向、医療の今日の現状といふものは、われわれ以上に政府はよく把握しておいでになることであらう。それから、来年は一ぺんにこの赤字がなくなるということとは考えられないのであります。そんなら、なぜ計画的に定率の国庫負担といふものによつて政府管掌の健康保険の経済を守つていくといふところで政府としては方針をお出しにならないのか。そこらあたりも、大臣はいまおっしゃいましたけれども、われわれはなかなかさう簡単に、はい、よろしうございましてと納得しない条件を持つていくのじゃないでしょうか。そこらあたりはどういふか、さういふことができないのか。いまの大臣がおっしゃつたことをほんとうに事実問題としてそれを実施するならば、なぜさういふことにならないのか。単に政府管掌ばかりじゃありません。組合管掌しかりであります。共済の短期もしかりであります。さういふぐあいにしつてさういふ定率の国庫の負担を上げてやつて、そして保険経済を守つていく趨勢の見通しといふのは、私は厚生省にはよくわかり過ぎるほどわかつておると思つておる。それどころか、そのところを踏み切れない、そこを三十億、ことしは百五十億といふことでとめておいでになる、それで片方はたな上げしていきといふ、こういう状態は那邊なところから出てき

たのか、それも聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木重幸君) 医療保険の財政が近年

急激に悪化をいたしましたのは、すでに御承知のとおり、医療費が増高しておるのに対して保険収入がこれに追いつかない。一方においては受診率が増加し、給付の内容もよくなつておる。医療の進歩によりまして給付の内容もよくなつておる。そのうち、等からいたしまして医療保険の医療費が非常に増高しておるものであります。大体この二、三年の間に医療費は二〇%ぐらいいふえておられます。これに對しまして保険収入は一〇%しか伸びていない。この収支のアンバランスが今日の保険財政の悪化を來たしておるのであります。そこで、神田大臣當時、その対策として、御指摘もありましたが、政府管掌健康保険等におきましては、国保と同じように給費制を採用し、また、薬価の一部負担をやる、こういうことを骨子としたところの諮問案を社会保険審議会並びに社会保険制度審議会に諮問をいたしましたのであります。しかるところ、私が就任いたしましたから、両審議会からは、この給費制と薬価の一部負担は制度の根本に及ぶ問題であるから、今回はこの財政対策として応急の措置を講ずべきである、そういう観点からいたしまして、御承知のように、標準報酬制をとることとし、その標準報酬の等級区分の上限五万二千円を十萬四千円にする、頭打ち五万二千円を十萬四千円まで収入に応じて御負担を願うということに御答申がありました。また、保険料率につきましては千分の六十三を千分の六十五、さらに大幅な国庫負担をやるべきである、そしてその国庫負担はおおむね二百億程度、その足らざるところは借り入れ金でまかなつておくべきである、また四十年度の年度末におきましては約七百億円の累積赤字が出ております。四十一年度このままですと、いよいよ、さらに七百二十億の赤字がその上に生まれる、一千四百億の大きな赤字がここに生ずることになるわけでございます。そこで、答申におきましては、過去の累積赤字はこれをたな上げをして、引

き續き行なわれる制度の抜本的な改正をする際にこの累積赤字の処理をあわせて検討すべきである、こういう答申になっておるのであります。この累積赤字をどうするかというのが藤田先生の御質問の第一点であるのでありますが、この累積赤字につきましても政府が中心になってこれを処理せざるを得ない、私はかように考えておるのであります。もう一つ、膨大な累積赤字、これを被保険者と事業主だけに負担をさせるというふうなことは、今日の保険料負担が相当ふえてきておる現状からいたしまして、これは無理なことではございまして、何といたしても政府が中心になってこれを処理せざるを得ない、このように私は考えておるのでございます。

また、これに関連いたしました、国庫負担の定率化の問題のお話がありましたが、なぜこれを今回やらなかつたかということがお尋ねの第二点であります。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、社会保険制度審議会や社会保険審議会のほうでも、今回は暫定対策である、そういう観点から国庫負担を大幅——その額はおおむね二百億という金額で表示になっておるのであります。そして、国の財政がきつて困難な際でございますけれども、この答申の趣旨を体しまして百五十億、国庫で負担をする、こういうことにはいたしましたのであります。私は、この定率化の問題は、來たるべき抜本的な制度の改善をいたします際の有力な検討の課題になるものである、かように考えておるわけでありませう。

○委員長(阿部竹松君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) じゃ速記を起こして。

○藤田藤太郎君 私は、いまの大臣の定率化の問題についても、まだわれわれとして不安は解消して、もうわかつておるわけですから、三十九年度で百七十億ですか、それから修正をして四十年度で五百何億かの赤字が出て七百二十億、まあ行政努

力云々でだいたい最初の予想より下がってきたのでありますが、これから先だけ行政努力をやるかわかりませんけれども、いずれにいたつてそういう赤字が出てきておる。私は、医療費がかさんだということは、一面からいへばそれだけ国民の健康が保持されている、金も十分ないからお医者さんに見てもらえない人が、順次やっぱしお医者さんに見てもらつて、自分の健康を最善に保ちながら再生産についていこうというのがこの労働者保険なのでありますから、だからそういう意味で、単に医療費がかさんだから云々ということだけで私は問題を処理されるということとはなかなか納得がいかないものであります。私は、竹内さんにもこの際、お急ぎだそうですから、ちょっと聞いておきたいのでありますけれども、衆議院の中ではどういふところあたりの議論がされたか。附帯決議には定率化の問題を云々という附帯決議が出ていますけれども、衆議院の中では、これだけ医療費の趨勢というものが政府にもわかつておる、衆議院のほうでも長く審議されたのですから、そういう見通しはお互いに私はついておると思うのです。その中で定率化の問題についてどういふ議論がされたかということをお伺いしておきたいと私は思うのです。

○衆議院議員(竹内繁一君) お答えを申し上げます。ただいま藤田委員御指摘の定率化の問題は、衆議院の審議の段階において最も熱心に議論されたところでございます。特に社会党委員の方々からは、健保組合二割、政府管掌組合に三割という具体的な主張もあって政府に対してその実現を迫るというふうな御質問があったわけでございますが、これに對しまして政府側におきましては、ただいま鈴木厚生大臣が述べられましたように、その問題の重要性、必要性を否定するものではないが、これは抜本対策の際に十分に考究したいという、こういう質疑応答が繰り返されたわけでございます。特に最終段階の審議の段階におきまして、社会党委員から締めくくりに質問と

して、さらにこの定率化の問題につきまして質問があり、これに對して鈴木大臣から、十分熱意を持って抜本対策検討の際に考慮するという答弁があった次第でございます。

○高山恒雄君 この政府管掌健康保険の保険料の料率ですが、これに對してはいろいろ議論がなされたところでもありませんし、最後には、どうも委員会でも結論が出ないで、各党の代表によつて解決がついたという経過まで私も報告を聞いております。そこで、この健保に見合う船員保険ですね、この問題について、かりに答申案どおりに千分の六十五に引き下げるといふことになれば、これは答申は船員保険のほうも健保に見合うものは五十三で出ていると思うのです。この点について非常に片手落ちの点があるのですが、その委員会では論争の対象にならなかつたのかどうか、この点ひとつお聞きしたい。

○衆議院議員(竹内繁一君) お答えを申し上げます。御案内のように、今回衆議院におきまして修正内容というのは、自民、民社、社会三党の合意に基づいた事項が修正されたわけでございます。その三党の首脳間における折衝に私も参画しておるわけでございますので、詳しいいきさつは知つておるわけでございますが、私も、私どもが聞き及んだ範囲におきましては、この三党折衝間におきましても、この船員保険法関係の点については議論がなかつたように何っておるわけですが、さらに、衆議院の審議の段階におきましても、私が聞いておる範囲では、この辺の問題指摘はなかつたように記憶しております。

○藤田藤太郎君 私は先ほど少し触れましたけれども、日本の社会保険といふものが日本の経済の今日のアンバランスの中でどういふ役割を占めるか、昭和三十七年の社会保険制度の建設計画より以上に、今日の日本の経済の実態について社会保険制度審議会が建議、答申とか現状分析の中に、どうあるべきかということにいま深く入る段階に社会保険制度審議会自身があると思ひいま

す。ですから、私は、真に経済計画を立てるときには、その意見を聞いて、ただおきなりに数字を並べた三十三三年当時の政府管掌の建保や、それからその他のことを並べただけでなしに、十分にひとつ取り組んでいただかなければ問題が残るのではないかと、昨年の初めから出た両方の社会保障制度審議会や社会保険審議会に対する諮問が一年もかかって変更をきわめてきたということになるのではないかと、私はそういう感じを持っていて、この問題にはもっと経済を日本が進める中で、いまの世間並みです、日本だけ特異なことを主張しているわけではない。世間並みの社会保障のあり方について、いまの先進工業国の世間並みのあり方について、もっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。大臣の先ほど非常に熱心な御意見がございました。私は鈴木大臣に敬意を表しますけれども、暮れの国会で私が議論をして、これから医療制度の問題に入ろうとしたら時間切れになったわけでありまして、あの前段の議論を鈴木大臣は聞きとりになつたと私は思うわけでございます。だから、鉄の産業にしても、二千万トンの粗鋼計画を五千万トン計画に変更して、それが四十一年度で五千万トン、鉄鋼小メーカが大手国賊論まで週刊誌に載せるような次第で、国の資金をそこに集中していく。それにおいても、私が水島に行ったら、川崎製鉄が一千万トン計画で、ほとんど第一次予算二千五百億円をやっている。ですから、砂糖の会社が十日操業したら日本の砂糖の需要は余り返るのに新工場をどんどん建てている、こういうことを私は議論したことを覚えております。そのときに通産大臣は何と答えたか、通産省としてはそういう規制はいたしません。国民が犠牲になつて困っているにもかかわらず、そういう設備投資の規制はいたしませんといつてのうらとして、日本の通産行政なんです。私は、厚生大臣がいまおっしゃられたことを地で行くとしたら、よほどはらをきめておやりになつ

ていただかなければ、社会保障というものは、結局最後の答えは労使の負担で進めましようという結論以外にはなくなるのではないかと。だから閣議の中における厚生大臣の役割りというものは、いかに重大であるか、私はここで鈴木大臣から誠意のあるおこたを聞きましたが、はい、さうでございます。さう簡単には引き下されません。これは私たち個人や党ばかりの問題ではない、国民になりかわつて、国民がそれを知らされないので、それで国民が痛められているという現実、私はあらゆる政治的立場を乗り越えてこれはやらなければならぬのではないかと、私はそう思うわけでありまして。だから、そういう意味では、やはり私は佐藤内閣の中における新経済計画の将来のあり方という問題、今日の日本の経済、政治のあり方という問題については、産業だけが優先して、主権者国民が犠牲になりつぱなしというところでは、これは厚生省だけでは解決しない問題でありますけれども、労働省も関係がありますけれども、九千八百万の国民の生活をどう守つていくかというところ、この観点に立つたら、これはむしろいまのような日本の政治経済においては、生産機関は六〇％しか操業してない、宝の持ちぐされ経済の中でいまひびきまを直すのは何か。それは第一に主権者国民の生活を上げて人権を守る、そして生産と消費のバランスをとるといふなら、ここに最大限の力をいさなければならぬのではないかと、このことを私は注文をしておきます。新経済計画に対して。国会でこの質疑があつても、多数は自民党であるから、そんなむなしいことをやつておつても何ら規制はいたしません、国民がどうなろうと、自立経済が破壊されようと、そんなことおかまいなしに通産行政が行なわれるといふことではどうにもならぬのではないかと、私はそう思う。だから、そういう点はよほど鈴木大臣は力を入れてやつていただかない限り、厚生省の皆さんも力を入れて、ほんとうに真剣になつて社会保障、国民生活を守る点に取り組んでいただかない限り、この問題は解決しないのではない

か。私はいま審議している問題も大事でございます。衆議院で修正されてこへきたのでございまして、衆議院でございまして、もの考え方自身を改めてもらわなければならない、社会保障の前進といふものはあり得ないと思つておられます。そこで、私が引き続きましてお尋ねしたいのは、先ほど私はフランスやイギリスやイタリアの例を申し上げました。例を申し上げましたけれども、これだけ国民が物価値上げで困つておつて、物の生産設備が二・六倍にも七倍にもなつておるのに、実質の国民所得というのはゼロに近いわけでありまして。これは物がはけなないのではありません。いま日本の経済のひびきまは何であるか、それはやっぱり何と申しても国民生活、購買力を上げる以外にないと思つておられます。そうなつてくると、住む家も十分でない日本の労働者に負担をかぶせるというところは私は酷だと思つておられます。ですから、私は、日本の国よりもイタリアのほうが幾分か所得は高うございまして。実質的には二〇％ほど高いと私は判断しております。それからフランスやドイツになると大体倍ぐらゐると私は国民所得の判断をしております。フランスはちよつと低うございまして、そういう国でも、労働者の負担を軽くするために、使用者と労働者の関係といふものが、イタリアは被保険者は収入の五・二五％、使用者一〇・五％、フランスは労働者が収入の六で、使用者が一四・二五％でございまして。ですから、私は、日本のように国民所得の低い国ほど労使の関係は資本が優先するといふて、何でもかんでも労働者の自由を縛つていこうといふようなもの考へ方、これは政府が属動しているとは私は言いません。言いませんけれども、それが日本経済の中心の権力になつておるわけでありまして、労使の負担割合をやつぱり変えていくということが大事なことではないか、私はそう思う。そこらあたりについてひとつ御意見を聞かせていただきたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) この労使の負担区分のフィフティ・フィフティを六、四に変へるとか、あるいは七、三に変へるとか、いろいろ御意見がありますことを私も承知いたしておるものであります。ただ、藤田さんも御存じのことだと思つておりますが、かつて社会保障制度審議会から政府に対して御答申がありまして、その中にはつきりと次のように述べております。「労使折半負担の原則を貫くべきであり、事業主の超過負担分は附加的な給付の財源として役立てばいい」と考へられる。と、こういううまいに言つておるのでございまして、私もこの御趣旨の線でおるわけでありまして、御指摘のように、欧米先進国でもいろいろの形がございまして。私も、したがうして、これは絶対にいかぬといふことを申し上げておるのではありません。今後社会保障制度審議会等の御意見も伺いながら、制度の抜本的改正をいたします際の課題として研究を進めたいと、こう考へます。

○藤田藤太郎君 私はそこでお尋ねしたいわけでございます。たとえば病氣といふものは何が原因で病氣になつておると厚生省は判断しておられるか、このことをまずお聞きしたいのです。病氣といふのは個人の責任なのか、またはやむを得ない社会の条件や環境、それから、生活条件から出てくるのかどうか。われわれは、社会保障をするというたてまえに立つて病氣といふものをどう見ているか、これの厚生大臣の意見を聞きたいと思つておる。

○国務大臣(鈴木善幸君) 病氣といふことにつきましていろいろ考へ方があると思ひます。私は、病氣は健康の破綻だといふ観点で考へてみたらどうか。この健康の破綻といふことにつきましては、大気の汚染でありますとか、あるいは水質汚濁でありますとか、あるいは騒音等々、生活環境が悪化したしまして、そのために起こる健康の破綻、病氣もあるわけでありまして。私は、そういう意味におきまして、公衆衛生なり環境衛生なり、また、環境整備の問題といふことは、国におきまして重大なこれは責任があり、役割りを

持つておるものである、このように考えるのであります。しかし、また、一面、健康を保持することにつきましては、われわれ個人個人がやはり細心の注意をもち健康をそこなわないように、こころの努力をいたすということが私は必要であると思ふのであります。すべて病氣は固より地方団体の責任であるといふことで、不健康、不健全な生活態度でありますれば、これは私は健康財政はとうていやっていけない、また、社会保険もなかなかこれは追いつかない、こころの点になると思ふのであります。そういう点を十分私は国民一般にも御認識を願わなければいけない、こころを考へます。

○藤田藤太郎君　まあ鈴木大臣が非常にまじめな人ですから、まじめに答えていただいたと私は思ふ。私は、厚生行政についてこのことをひとと十分検討していただきたいと思ふのです。昭和三十三年の健康保険の審議のときに、日本で有名な社会保険学者が、病氣というものは個人の責任なんだ、だから一応の保険料によつて財政を立てて、そして赤字になることは病氣になった者の責任だ、病氣は個人の責任なんだ、だからお医者さんに手を握ってもらうことは利益を受けているんだから受益負担なんだ、患者負担というのは受益負担だ、こころの議論を吐かれた人がございます。そのときに、とんでもないことを言ふなと私はおこつたことを記憶してゐるのであります。隣の人と同じように働いてゐる労働者が病氣になつても、お医者さんに健保で無料でももらえてるでしょう。しかし、傷病手当六割ももらつても家の中がまっくらになつて、そしてお医者さんにみてもらつてゐるのは受益負担で、一般の人より得をしてゐるというものの考え方、社会保険の原則、基本のどこから出てくるかといふことをものすごく議論したことが、議事録を見ていただければわかりますように、あるのです。しかし、今日の状態はどうなんですか。同じような議論が出てくる。私も社会保険制度審議会の一員であります。薬価の半額よろしい、給報酬制よろしいという議論が

出てくるわけなんです。そして端々に出てくるのは、いま大臣は、いろいろな社会環境や立地条件や、そういうものを直していくことにも病氣を防ぐ重要な要素がある、一部は個人がその健康を保持するための努力の問題もある、こころおっしゃる。私もそう思う。ところが、出てくるときには、病氣は個人の責任で、病氣になる個人が負担をするのは、これは受益負担だ、それでいいんだという議論なんです。厚生省が薬価の半額と給報酬制を出して保険料でまかなおうとしたら、それに応じてそういう議論が出てくるんです。そういう議論が出てきてゐる中で社会保険制度審議会といふのは議論をされてゐる。そのこともやっぱ十分に厚生大臣は知つておいてもらわなければいかぬ。私の言つてゐるのは、国民所得が日本が二十五万円で、外国が五十万円だとすれば、低い所得のところほど、下のほうを何とかして守つてやらなければ主権者国民の社会生活の維持というものはできないのじゃないですか。だから、高いと申し上げてなんでもしよければ、たとえば先ほど申し上げたように、イギリスの例、フランスやドイツ、イタリアの例、こころのうまいに労働をいして文化的な生活をするために一歩を踏み出さうとして、あらゆる負担がかかつてやれない。病氣になつてもふとこころの心配しなければお医者さんにみてもらえないような状態に日本が置かれてゐることを考へてみれば、外国はともかくとして、労使のいまの経済状態や社会状態じゃ、労使の負担といふものも、負担能力のある使用者のほうからもちよつと取つて労働者の負担を軽くしてやらなければならぬといふことが出てきてくる。私は厚生行政だと思ふ。社会保険制度審議会がそういう議論をいたしましたけれども、なかなかの状態もあるでしょう。しかし、厚生行政、厚生大臣といふのは、もつと目を開いてこの問題と取り組む、単に社会保険制度審議会の勧告があらましたからそれとおりでございませうといふことではないのですか、私はそういう議論をいたしました。しかし、ものの見方といふものはそれでいい

のかどうかといふことを私は申し上げてゐるわけでありませう。社会保険制度審議会の答申がこうだつたから云々といふことだけでは、私は済まされたいのじゃないか。先ほど保険経済の問題も言いました。厚生省が見通しは一番よくわかつておりながら、一時金で間に合わせておいて、あとの特別の金は今後の根本対策のときに厚生大臣は政府が中心になつてやるのだとおっしゃいましたけれども、まだまだ十分に解消しないという不安が個人みんなの中に出てくるというのもそれなんです。あります。だから、七百二十億ですか、年度の改正でも少しふえたとおもう。そういうものは国家財政の中でまかなつていくんだという方針が明確になつて、そして労使の負担能力からくる負担区分といふものをどうするかといふことを私は考へていたんだかなければならぬのじゃないか。そうしなければ、私はなかなかいふ審議会を通じて国民の世論といふものが上に上がつていくようなかっこうになつてゐますけれども、しかし、保険料のうんと上がるときに困るような状態になる労働者はどうなるのだといふことになる。労働者はもうたいへんであります。だから、そこらあたりはひとつ十分に今度の何には考へていただかなければならぬのじゃないか。

それじゃ、つけ加えてもう一つ言つておきますが、たとえば炭鉱で労働者が非常に少なくなる、健康保険で千分の八十取つてもまだいけな、こころの組合管掌の保険、これは炭鉱ばかりではなく、たくさんあります。そういうところの手当てをどうするかといふ問題も出てまいります。それから、零細な労働者はどう——日本の雇用関係を見ると、一番健康で条件のいいところは大企業であります。その次に少し落ちるものは中小企業であり、一番下が零細企業で働く者だ。初めから健康の条件といふものがちゃんと三段階ぐらゐに区分されて入つてくる。そういう政府管掌の労働者の社会的条件といふものを無視して、金を出すのは困るのだ、赤字が出たら両方におつかふせたらいいのだといふものの考え方では、私はなかなか問

題は解決しないのじゃないか、まあこころの思ひです。そこらについて御意見を聞かせておいてもらいたい。

○国務大臣(鈴木善幸君)　その点につきまして、先ほど来申し上げておりますように、私は、医療保険といふのは労使でこれを全部負担をすべきものだといふぐあいに私は認識はいたしております。おのずからそこに負担の限度といふ点もあるわけでございますから、過去におきまして、政府としてできるだけのこれに對しまして国庫の負担、助成をやつてまいつたところであります。今後これを国保のように政府管掌健康保険におきまして定率化して、制度的に国の負担を増していくべきである、こころの御意見の強く出ておりますことも十分承知をいたしておるのであります。この点につきましては、今後委員会並びに衆議院の附帯決議の御趣旨等を十分体しまして、制度の根本的改正の重要な課題として検討を進めてまいりたい、このように考へておるわけでありませう。

○藤田藤太郎君　そこで、私は、やっぱ政府側に徹底しておいてもらいたいと思ふのです。先ほど申し上げたことは、病氣は個人の責任なんだから、個人が負担するのはあたりまえなんだ、だから、その思想がだんだん發展して、そしてまあ医療費が高くなつたら保険料でみんな取ればいいじゃないか、そういう御幣をかつぐような人があつたら、いふ鈴木大臣の御持ちはだいたい違ふのだ。だから、やっぱそれとあつたら、与党の方もおいでになるのですから、ひとつものの考え方といふものを徹底しておいてもらいたい。そんな議論を今日会議でやつても私はつまらぬと思ふのです。

それから、もう一つ言つておきますけれども、これはやっぱほとんど負担能力の問題、生活を維持するための負担能力の問題なんですね。だから、おのずから限界といふものがあつて、生活程度の低い労働者被保険者にかぶせるというよりな

ことは、やっぱり十分に生活がこれで維持できるかできないか、今日の物価情勢の中で国民の生活が維持できるかできないかという、そこらあたりのことも十分に追及して、その医療制度の保険料をきめるに当たって私は考えてもらわなければ困るんじゃないか。国保にもいろいろ問題がありまうけれども、国保の法案がありますからそのときに申し上げますけれども、私はそういう点を十分にに取り組んでいただけておかなければいかんのか、じゃないか。それから、たとえば家族は五割でどまっているわけです。単に健康保険組合や共済保険の短期が附加給付をしているからといって、そのままでみずからの努力によってやっているからといって、政府管掌の問題については家族は五割でそのままと、もう来年になったら国民健康保険が七割給付になって、それから被用者健康保険の健保が家族は五割でまわっているというところになるわけでございます。だから、そのときに、それじゃ全体の均衡保持という観点から見ればどう見ると、全体として、私は厚生大臣は真剣に考えてもらわなきゃならぬ問題ではないか。で、今度の法案にはそれがつけ加わっておりませんか、これもひとつ聞いておきたいし、真剣に取り組んでもらいたいと思うのです。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま藤田さんが御指摘になりましたように、わが国の医療保険各制度間には、給付の内容におきましても、また、保険料負担の面におきましても、非常な格差があり、アンバランスがあるわけでございます。私は、当面の対策としての今回の保険三法が成立をいたしますれば、政府として引き続き医療保険制度の抜本的な改正、つまりいま御指摘になりましたように、各制度間に非常な不均衡がそこにあるわけでありまして、私は、各医療保険制度——具体的に申し上げますと、国民健康保険、組合健保、政府管掌健康保険、日雇健保あるいは船員保険、さらに国家公務員、地方公務員の共済保険の短期給付、こういうようなあらゆる医療保険制度を全体

としてこれを再検討を加えまして、そして国民皆保険でございまして、各制度が均衡のとれた形で、しかも、長期的に安定をし、発展をしていくような方向で制度の抜本的改正がなされなければいかん、こういうふうな考え方をしております。家族給付に対する現在の各制度間の不均衡という問題なんかをどう一体是正するか、また、一方においては、国保の場合には、家族七割給付のほうは進んでおりますけれども、世帯主は七割であり、他の健康保険等は十割である、こういう面もございまして、私は、制度全体として均衡のとれた形でやっていくのが皆保険の趣旨に沿うものである等の観点で抜本策を考えたい、こう思います。

○藤田藤太郎君 非常に大事な発言をされたわけですが、今度何か新聞を見ると、臨時医療保険審議会ですか、そういうものが出る、いま大臣の言われたような構想で出るわけですか。私は、これはいつも問題を起しているわけでありまして、ただ、五つであるか十であるか知らんけれども、それを全部並べてみて、平均をとって、そしてやろうという考え方がちよこちよこつと、さっきの病気が個人の責任だということと同じように、出先だけがひよこひよこつと出てくる。そうすると、高い給付は水準を下げて低いのに合わせるんだとか何とかかんとかいう問題が出てくるわけでありまして、だから、私は、厚生大臣がそのことを発言されるときには、きちつとやはり外国が行なっている一〇〇%給付に準じて底上げをしていくのだというやはり基本的な考えなしに、ただ総合的に格差のないようにと言ったら、これは並べてぴしゃつとやって、高いところは下げて、低いところはちよこちよこつと上げるか上げぬかどうか知らぬけれども、そういう平均式にならざるを得ない。こういうことをいまの臨時医療保険審議会、話に聞くと、その被保険者もだれも一般の意見を聞かず、学識経験者という高い人だけでそれをやろうという話の盛んに出ておるわけでありまして、私は、やはり今日までやってきたその審議会方式——行政委員会でも、特別なものをのければ、

三者構成の国民の意見が出てきてそういう問題を議論しておる。これは政府が決定を下す諸閣員会です。建議、答申の機関ですけれども、しかし、そういうやはり民主主義が後退するようなかっこうで、大臣の先ほどのことばのようなかっこうでいくとすれば、われわれは理解ができません。だから、やはり大臣が発言されるときには、一般国民の願っていることに合うような形で、きつとしてもらわなければ、私たちは何か新聞を見ると、この国会に出すとか出さぬとかというお話がちょろちょろ出てくるわけだけれども、私は、やはり根本的に日本の民主主義を育てていく世界共通の三者構成であらゆる人の意見を聞いて問題を処していくという考え方の線を絶対にはずしてはならない、私はそう思うのです。まあ、きょうはいま審議を始めたところですから、あまり私一人ではやめませんから、これくらいできょうのところはやめさせていただきます。しかし、私は、最後に、いま厚生大臣は非常に気楽に発言されておられるけれども、それは気楽に発言してやらうと困る。私は、やはりぴしゃつと国民の感情や国民の置かれておる立場というものを考えてひとつ問題を進めていきたいと思います。あの話に出てくるものは、これは社会保険審議会はもう通り抜けるのだとか、これは社会保険審議会はもう通り抜けるのだとか、これは審議会は通り抜けると、これがみんな一切やるのだというふうな話になってくると、なおさら私は問題が残る。だから、その点は十分にひとつ国会でも意見を聞いていただき、いし、その他の審議会の意見も聞いていただき、そして十分に聞いて、国民感情に沿うような形で臨時医療保険審議会ですか、そういうもので熱心に勉強するといふことはいいですけれども、みな主観を持っておるわけですから、単に特定の人だけの主観で、さあこの審議会の答申が出たらこれだといふのか、かっこうでやりないうち、なかなか問題は解決しないのじゃないか。私はそれを一言あなたに申し上げて、そして所感があれば聞いて、きょうのところはこれで終ります。

○国務大臣(鈴木善幸君) 臨時医療保険審議会の構想につきましては、いすれこれを具体的に案にまとめまして、できれば今国会で御審議をお願いしたい、こう考えておるのであります。この考え方は、先ほど申し上げておりますように、現在のわが国の各種医療保険制度、これが歴史なり、諸般の事情等からいたしまして、各医療保険制度が、給付の内容におきましても、あるいは被保険者の負担の面におきましても、また、各制度の保険財政の内容を見ましても、そこに非常な不均衡がありますことは御承知のとおりでございます。しかも、国民皆保険のもとに医療を保障していかなければならない、こういうことになってまいります。そこで不均衡があつては私にはならない、こう思うのであります。この点につきましては社会党の皆さんも、この各種医療保険制度の総合調整なり、さらに進んでは統合ということをやれば政策としてやるべきであるという御趣旨の発言を私も十分傾聴いたしておるところでございます。それから、今日いろいろの医療保険制度を全体として取り上げて審議検討するところ、審議会は遺憾ながらございせん。現在あります社会保険審議会が政府管掌健康保険と船保と日雇健保と三つだけございまして、医療保険の大きな柱である国民健康保険というものは審議の対象にはなっていない。また、国家公務員なり地方公務員なりの共済保険の短期給付につきましてもこれは対象になっておりません。で、私はそういう観点からいたしまして、どうしても、この際、全体のわが国の医療保険制度はどうあるべきか、均衡のとれた姿で、しかも長期的に安定をし、前進をするような姿の医療保険制度を打ち立てるためには、そういう全体を審議検討できる審議機関が必要ではないか、かように私は考えておるのであります。したがって、すでに抜本的な改正をする、そういう段階に当面しておりますことは皆さんのよく御承知の点であります。そこで、臨時医療保険審議会といたしまして、明年三月三

十一日までの時限的な審議会として、その間は、社会保険審議会等は国民年金等を所管しており、

すから、しばらくこの医療保険の問題は全体の一環として検討願うように臨時医療保険審議会のほうに検討をゆだねる、こういうことではないか、かと、また、昨日、社会保障制度審議会の大内会長にもお目にかかっている御意見を伺ったのであります、現在の内閣にありまます社会保障制度審議会は、わが国の社会保障制度全般をこれは検討する機関であつて、医療保険のことにつきましては、どうあるべきかという基本的な考え方、方針等を審議するにはふさわしいけれども、具体的な医療保険の内容を検討するような、そういう仕事は困難である、だから、どうしてもやはり臨時医療保険審議会のようなものをつくってそこでやるということ、これはそれ以外に方法はないのではない、大内さんもそういうお考えであるようであります。私は、さらにこれは国民全体が大きな関心を持つておる重大な問題でございますから、その審議会は個々の利益を代表するといふ、非常に利益代表のような形で、うしろから制約を受ける形でなしに、国民医療という高い観点に立ちまして、このわが国の医療保険はどうあるべきか、しかも、その委員の方は国民全体からほんとうに信頼をされ、権威あるものとして見られ、また、その得た成果は国民的な立場で権威あるものとして尊重される、世論もこれを支持する、そういうような形において初めて私は抜本的な改正がなされるのではない、ただ利害関係者だけでそこで議論をしても、なかなか私は過去の経験からいたしまして、利害関係者だけが中心になつての審議機関といふものは、こういう制度の抜本的改正をいたします場合には私はふさわしくない、こういう信念を持つておるのであります、いずれこの問題につきましては、成案を得次第、国会の御審議をわづらわしたいと、かように考えておるのであります。

○大橋和孝君 だいが根本的なことは藤田委員から御意見がありましたので、私は、時にはこまか

過ぎることにも触れると思ひますけれども、一、二質問させていただきますと思ひます。

先ほどの御説明の中で、この赤字の七百二十億についてのいろいろお話がございましたが、私はもう一ぺんここでちょっとお尋ねしたいのは、これは一体どういうふうな根拠でこの七百二十億が計算されておるのか、同時に、また、これを解消するのにはどういうふうにするのかということについて、ちょっと大まかにお尋ねしたい。

○政府委員(加藤武二君) 最初に、七百二十億の赤字がどういうふうにして計算されたかということについて簡単に御説明申し上げます。

申すまでもなく、厚生保険の特別会計におきましては、保険の保険料の収入と支出の一方にございまして、他方に保険の給付といたしまして、その収支の結果が昭和四十一年度においては七百二十億の赤字になる、こういう計算をいたしましたわけでございまして、その収入のほうの保険料収入はいろいろ計算をしたかということになるわけでございまして、保険料収入は、予算におきましては保険収入といたしまして三千六百四十四億でございますが、その計算の基礎は、大体これは毎年同じことをやっておりますけれども、結局保険料収入は、被保険者がどのくらいおるかということ、それから平均の標準報酬月額がどうなるかということ、それから料率をどうかけるかということ、それから最後に収納率をどう見るか、そういう要素がからみ合つて保険料の収入が計算されるわけでございまして、被保険者の数は、これは過去二年間の被保険者の伸びを計算いたしました、大体四十一年度には前年に比べて四〇・四％の増といふ、この四〇・四％といふものは過去二年間の伸び率の平均をとりまして大体四〇・四％といふ数字を出したわけでございまして、四十年度に比べて約四〇・四％の伸びである、こういうことで被保険者の数を計算いたしましたわけでございまして、一千二百二十二万。

それから、平均標準報酬月額でございますが、これも大体過去二年、三十九年、四十一年の平均標準報酬の伸び率を見まして、これが九・三％でございます。四十一年度は前年に比べて九・三％伸びておる、こういうこと、それにさらにまゝ行政努力をやるというところで一％加えまして、大体一〇・四％といふ、四十年度の見通しよりもそのくらい平均標準報酬の伸びが出るであらう。さらにその平均標準報酬の天井がアップされますので、そういうものを計算いたしました、四十一年度におきましては二万九千四百四十二円という平均標準報酬を出したわけでござい

ます。それから、料率は、これは予算のときには千分の七十でございましたので、政管といたしましては千分の七十で計算をいたしましたわけでござい

それから、収納率につきましては、これは四十年度の見通しは、現年度と過年度に分けますと、現年度分については九七・七％の収納率があるといふのを、四十一年度は一％増しまして九八・八％にする。相当苦勞が要すると思ひますけれども、第一線の社会保険事務所を奮勵いたしました一％引き上げてもらふということ、それから、過年度分については四六・二％、これは前年度同様でございますけれども、過年度分といふのは、とかく焦げついで取りにくいものでございまして、現年度分に重点を置いて、現年度分を一％アップして九八・八％でやる、そういうことで、いま申し上げた要素をそれぞれかけ合わせまして保険料収入が出たわけでございまして、さつき三千六百四十四億と申し上げましたけれども、これは過年度の赤字分も全部ひくくするめておりますので、一応とります、現年度分に限りますと、現年度分の保険収入が二千五百十億でございます。二千五百十億でいま申し上げましたような計算をいたしまして、四十一年度単年度の保険収入は二千五百十億といふ計算をいたしたわけでござい

保険給付費のほうにつきましては、これは医療給付費と現金給付費があるわけでございまして、現金給付費のほうは全体の一割ぐらいでござ

います、問題は医療給付費でございます。医療給付費につきましては、まあこれもいろいろ計算をいたしますと、医療給付費の根本になるのは、結局被保険者一人当たりどれくらい医療費がかかるであらうか、こういう見通しの問題になるわけであります。その医療費の積算をいたしましては、一日当たりの金額がどうなるか、それから一件当たりの日数、一度病院に参りますと、大体何日ぐらい病院に通うか、あるいは入院するかと、一件当たりの日数をどう見るか、それから受診率、一人の被保険者が年間平均して何回ぐらいお医者さんにかかるか、その受診率と、この三つの要素を掛け合せて医療給付費が出るわけであります。それぞれ一日当たり金額、あるいは一件当たり日数、受診率をどう見るかという見方でござい

算で大体の方向はきまっておりますが、これも毎年の予算で大体の方向はきまっております。四十一年度におきましては、一日当たり金額につきましては三十九分の四十といふことで、要するに四十年度の一日当たり金額が三十九年度よりどのくらい伸びているかという、その伸び率を出しまして、それで一日当たり金額を計算いたしましたわけでござい

ます。それから、受診率と一件当たり日数につきましては、過去三年間どういふうにあいに見ておられ受診率が伸びているか、前年度に比べてどういふ伸びを示しているか、それから一件当たり日数がどういふ伸びであるか、三年間の平均をとりまして、そうして受診率と一件当たり日数を計算いたしましたわけであります。その結果をいたしまして、四十一年度の一人当たりの医療給付費は、四十年度に比べて一〇・一％の伸びといふうにあい計算をいたしたわけでござい

して一九・四〇のアップというぐあいに見たわけでございます。したがって、四十一年度はその九・五〇が現在のところはない、将来どうなるかわかりませんが、一応ないという前提で計算をいたしております。したがって、大体九・五〇ぐらゐ減ります。結局自然増的な見方をすれば、四十一年度と大体同じぐらゐの伸びを見た。四十年度は九・五〇という特別のことがございまして、一九・五〇になっておりますが、根っこにある伸び率といたしましては大体四十年度と同じぐらゐの伸びを示すだろう、こういう計算をいたしたわけでございます。そういうことで支出のほうを計算いたしました。そのほかに、保険施設への繰り入れとか、いろいろこまかいものがございまして、根本は、支出におきましては医療給付費でございます。これをたいたいのような計算をいたしまして、支出のほうが三千二百三十二億ということでございまして、差し引き七百二十億の赤字が出る、こういうことになったわけでございます。

その対策といたしましては、簡単に申し上げますと、標準報酬の天井を上げることによりまして百三十八億出す、それから保険料率を千分の六十三から七十に上げることによりまして二百九十億、国庫補助が百五十億、薬価基準の改正によりまして四十四億、それから行政努力で九十八億、合計いたしまして七百二十億で一応四十一年度は収支のつじつまを合わせる、こういう対策を考えたいわけでございます。

○大橋和孝君 このようにして内訳を見させていただきましたと、まだまだ赤字というものが非常に不安定だ、それから、医療費も上げるのも考えておられないという状態で、まだ赤字についての不安定さ非常に私に感ずるわけでございます。

そこで、私は、この赤字を解消する方法として、このようにして料率やら標準報酬の引き上げ、こういうものが主体となっているわけでありまして、この問題についてはいろいろいまままで藤田先

生からお話があったわけでありまして、重複しない部分だけを聞かしていただきたいと思うわけでありまして、その考え方においては、やはり藤田先生のおっしゃるような、非常に料率とか、あるいはまた、標準報酬の引き上げが主体であつて、もつとほかの抜本的なものが考えられていない。特にこの中で私が感じますのは行政努力の問題であります。行政努力というもののに対して九十八億を考へられておりますが、四十年度の二月のときなんかは、その行政努力を五十八億といつて報告を聞いていたように思うわけでありまして、この九十八億の根拠は、前にもそういうことが言われておつたにかかわらず、九十八億とされている理由はよくよくはわからないわけでありまして、その点ちよつと簡単にいいですから、説明してください。

○政府委員(加藤威三君) 行政努力の内訳といたしましては、標準報酬の的確な把握によつて二十四億、それから保険料取納率の向上によりまして三十億、それからレセプトの点検調査を助行いたしますことによつて三十五億、それから現金給付の支給の適正化によつて九億、合計九十八億、こういうことになっております。

○大橋和孝君 その中で、標準報酬の把握を行政努力で把握する、あるいは、また、保険料の取納率を把握する、いま九十八億と聞いておるわけでありまして、それ以上まだ把握する見込みは、これだけの金額は出てくるわけでありまして、それから、同時に、長くなるわけですが、その行政努力の方向で、これは具体的にどういふふうな報告をされるのか。それから、同時に、レセプトの点検といふことが一番はくるわけでありまして、前年に比較してどのくらいやられるのか、あるいは、また、その点検に対しての要員はどのくらいふりにされているのか。特に私が申し上げたいのは、京都あたりでは、これは市でもやっているわけでありまして、非常に大きな費用をかけて非常に人員をふやして、そこで片っ端

からレセプトの点検をしている。それは一ついいことではあると思うが、実際考えてみると、人件費とその浮かんできてる費用、これらあたりはわずかに三十五億になっているわけでありまして、これを押さえるためのいわゆる費用との差し引きで考えますと、非常にむだな費用が使われているように私は思ふわけでありまして、その辺の点はどういうふうに厚生省のほうでは把握しておられるか。

○政府委員(加藤威三君) まず、標準報酬の行政とか、あるいは保険取納率の努力が無理じゃないかという御質問が第一点だつたと思ひます。これは最初の先生の御質問に対して私がお答え申し上げました中にありますように、標準報酬の的確な把握といふことにつきましては、従来の計算のしかたで標準報酬の伸び率を出しまして、その伸び率が先ほど申し上げたように、通常の標準報酬の伸び率は九・三〇でございまして、それを一〇ばかり上げて、一〇程度の標準報酬のアップと、こう見たわけでございます。ですから、したがういまして、先ほど申し上げましたこの予算の積算の基礎の中にすでに織り込まれた数字でございます。これはまあ無理であるかどうかといふことは、これは絶対に無理だとも申し上げられませんが、必ずやれるといふこと、絶対に間違いないとまでは、これは将来のことでございますから、申し上げかねますけれども、しかし、私どもとしては、第一線の社会保険事務所の諸君の努力によつてある程度のは達成できるといふ一応の見通しを持っておるわけでございます。

それから、取納率の向上にいたしまして、これも先ほど申し上げましたが、一応九七・七〇というものが大体前年度の取納率、現年度につきましては、それを一〇上げて九八・八〇といふことで保険の収入を計算いたしております。これも予算の中にすでにそういう一〇アップした取納率で計数をはいじておりますので、これも行政努力でございまして、これは全無不可能といふことではございませ

るので、第一線が努力いたしましてこの程度のものはやっていたい、こういうぐあいに考えておるわけでございます。

それから、レセプトの点検でございまして、けれども、これは別に監査とかそういうものを強化するといふことではございませんで、結局診療報酬の請求書が医者さんから基金のほうに回りまして、基金のほうで支払いをしまして後に社会保険事務所のほうに参ります。社会保険事務所がそれを点検いたしまして、たとえば健康組合のものがまざつていたり、あるいはすでに資格を喪失した被保険者の請求書が入つていたりするやうなもの、あるいは、また、計算が間違つていたりするやうな場合があるわけでございます。そういう事務的なミスをチェックいたしまして、そして節約をはかり、こういうことでございまして、これにつきましましては、一応レセプト点検調査の要員をいたしまして、四十年度は約五千万程度の事務費をもらつておりましたけれども、それを一億二、三千万だつたと思ひますけれども、増額いたしてもいいと思ひますけれども、こういうことでございます。

○大橋和孝君 いまのレセプトのために人員を増加するといふお話でありましたけれども、これはどこの部門に増加されるのか、これは前にも衆議院で問題になつたと思ひますが、審査委員に無資格の人が非常におられる云々という問題があつたわけでありまして、やはりそういうところに問題を持つていくのか、あるいは各保険出張所のほうでやらすのか、あるいは、また、いままでの標準報酬の把握とか、あるいは保険料の取納率あたりのそういうところに持つていって増員をさすのかどうか、あるいは、また、その予算措置の配分なんかをちよつと。

○政府委員(加藤威三君) レセプトの点検調査の強化でございまして、このための定員の増加といふことではございませんで、むしろ臨時職員的な事務的なもので、医療の内容ではございませんで、要するにその診療を受けた被保険者が、はた

で、要するにその診療を受けた被保険者が、はた

して政管の被保険者であるかどうかというように
こと、それが非常に重点でございます。それか
ら、かつては被保険者であつたけれども、すでに
資格を喪失しているのではない、そういう医療
内容ではございませんで、全く事務的な問題のミ
スのチェックでございます。そういう意味におき
まして臨時職員のものを頼みまして、そうして
やろう、こういうことでございます。

○大橋和孝君 先ほどちょっとお尋ねしたのであ
りますが、このレセプトの行政努力の中には、レ
セプトばかりではなしに、最近では非常に何とい
いますか、監査、審査を強化するという面、いわ
ゆる医療の内容にまで立ち入ったいわゆる審査の
強化、あるいはそれに伴う監査の強化というもの
が考えられているのかどうか、あるいは、また、
前年度に比べて今年度は九十八億にするために
は、どのようなそういうことに對しての考え方を
持つておられるのか、その点をちょっと聞かして
いただきたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 先ほど医療保険部長か
ら御説明がありましたように、行政努力の中身と
しましては、支払い基金の審査を強化するとか、
あるいは指導監査の徹底を期するとかというよ
うなことによって財源を浮かすような根拠のある
数字は全然入っておりません。これはただ事務的な
手続のミスを通すということでございます。御
質問の支払い基金の審査の強化、あるいは指導監
査の強化といった点につきましては、私どもとし
ましては、これはこういうふうな赤字になったか
らどうこうするといふふうなたてまえのものでは
ないと考えております。つまり指導監査なり、あ
るいは支払い基金におきます審査という問題
は、やはり保険医の方々の良識に訴へまして、少
なくとも皆さん方正しい診療、正しい医療内容
をやつておられるという判断のもとに、もしそこ
に不正があるとなれば、この不正は直していただく
というところで、私どもは従来どおりの方針であ
くまでも通したいという考え方でございまして、こ
れが赤字対策に關連して云々されるべき性質のも

のではないというふうに私どもは考えておりま
す。

○大橋和孝君 じゃその問題はそれで了解いた
します。

それから、赤字を解消する中に、政府の百五十
億の国庫負担が見込まれておるわけでありませ
うが、私は、これはあまりにも過小ではないかと思
うのであります。特に私はここでちょっとお伺い
したいと思ふことは、赤字補てんをする意味
においては、先ほどから定率の問題がありました
から、これは論議されましたからやめて、労使の
折半の問題でありますけれども、これは私は諸外
国ではかなり行なわれているように聞いておるの
であります。厚生省ではそのようなことも十分
御調査の上のことであらうと思ふます。たとえ
ばE.C.の方面ではどのようにして労使の折半と
いうことを取り扱っているのですか。先ほどの話
によりますと、労使折半は答申の中にもあるから
という厚生大臣のお話でありましたが、外国の例
も一べんこの際聞きながら、もう一度労使折半で
やる方式についても御意見を尋ねたいと思ひます
が、前段階として、一べん外国あたりではどう
なっているか、お調べの点を聞かしていただきた
い。

○政府委員(熊崎正夫君) 主要諸国におきます
医療保険に限りまして、医療保険の保険給付に對
する折半の割合の御質問でございますが、大体わ
が国の医療保険制度は、御承知のように、ドイツ
の健康保険制度を導入いたしております。ドイツ
は現在におきましても折半の原則を貫いてい
るわけでございます。ただ、たとえばベルギーと
か、あるいはデンマーク、オランダ等におきまし
ては折半の原則が必ずしも守られていないところ
もあるわけでございます。一番はなほだしく折
半の原則が守られておらないのは、先ほど藤田先
生の御質問にありましたように、イタリーでござ
いまして、イタリーの場合には被保険者負担はき
わめて少ないわけでございます。しかし、御承知
のように、イタリーにおきましては、医療保険制

度は歯科につきましてはのみやつておるわけござ
いまして、ちょっと性質が違つておるわけござ
います。その他ベルギーにおきましては、率を申し上
げますと、被保険者負担のほうが事業主より多
く、三一・一と二六・六というふうに、被保険者
のほうが多い国でございます。また、デンマーク
等では被保険者負担が多くて、事業主のかわりに
国が持つておるというふうな例もございまして、
オランダにおきましても大体ドイツに準じた折半
の負担の原則をとつております。非常に各国まち
まちでございますが、必ずしも統一された考え
方はないわけでございますが、フランスの場合には
被保険者のほうが二六程度、それから事業主のほ
うが六九ということになっておるわけであり、必
ずしも統一された考え方になつておりません。そ
れぞれの特殊事情があると思ひわけございま
す。

○大橋和孝君 いまのお話の中にもありましたよ
うに、私もその点承知はしてのことでありますけ
れども、特に私はここで、先ほど貴くという行き方
でなくして、やはり先ほどからも議論のありまし
たように、この利益の再配分の考え方からいけ
ば、やはりこの保険料のあり方にも一歩前進し
て、そういう方向にいくという意欲を持つてい
ただきたいということをここで要望しておきたい
と思ひます。

次に、薬価基準で四十四億程度入つておるわけ
でございますが、この薬価基準の問題につきまし
てはいろいろ議論もされておりますので、私は重
ねて申したくはありませんが、非常に大きなウ
ェイトを示しておる。特に前年度からの推移を
パーセントで考えてみるならば、急激に最近増
加しておる。これはことに甲表とか乙表とか二本
立てになつておるわけですが、甲表の中にそれが非常
に多いわけでありまして、こういうことなにもか
も私はちょっと了解に苦しむわけでありまして、一
面からいへば、非常によい薬を使つて医療の内容
がよくなつておるわけでありまして、非常にいい
ことであると思ひますけれども、こういうこと

について行政当局で四十四億を見込まれておるこ
とは、實際問題としてここに疑義を感じておるわ
けであります。この点について御説明を願つて
おきたいと思ひます。

○政府委員(熊崎正夫君) 薬価基準の改正に伴
います四十四億といふのは、御承知のように、
昨年の十一月一日に総医療費につきまして四・
五%の影響のある薬価基準の改定をいたしたわけ
でございます。それが四・五%のうち、三分分は
医師の技術料のほうに振りかへる、残りの一・
五%は技術料には振りかへられないということに
なりまして、総医療費につきまして一・五%の影響
のある薬価基準の改定をいたしたわけございま
す。これが四十四年度の医療費に對してそのま
ま一・五%の影響があるというふうに、ただ簡単に
かけまして、それでもうすでに四十四年度から四十
一年度にかけてその薬価基準の効果があるという
ふうに簡単に考えてスライドしただけの数字でござ
いまして、新たに薬価基準の改定を見込んで計
算したという数字ではないわけでございます。

○大橋和孝君 続きまして、私、医療費の問題に
ついてちょっとお伺いしたいわけでありまして、
医療費が非常に増加をしておるわけでありまし
て、ことにいろいろそれが問題になつておるわけ
であります。その医療費の計算の中が非常にいろ
いろと問題があるのではなからうか、医療費の中
に入れてならないものまで医療費の中に加へられ
ておるというものが現状ではないかと思ひわけござ
いまして、厚生省で医療費といふものをどうい
うふうに考えておられるのか、ちょっと医療費の
内訳を聞かしていただきたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 保険経済を論ずる場合
の医療費といふのは、これは現在診療報酬の
点数表に基づきまして算定をいたしました医療費
でございます。これは毎年毎年というより、毎月
毎月それぞれの管掌別に報告が出てまいりますの
で、現実に保険のほうで支払われた医療費と診療
報酬点数表に基づいて支払われた医療費というふ
うにお考えいただきたいと思ひますが、ただ、医

療費の概念の中にいろいろと考え方がござって理解しておられる一般の方もいます。たとえばその中に一部負担をどういうふうに考えているか、これを全部入れて考えるのか考えられないのか、あるいは、また、総医療費といった場合に、売薬等の医師の手を經ない医療費もこれは総医療費の計算の中には、たとえば一兆一千億といった場合には売薬の経費も入っておりますが、保険経済を論ずる場合の医療費は、これは厳密に保険のほうで支払われた医療費と、こういうふうにお考えただいてけっこうだと思えます。

○大橋和孝君 特にこの医療費の中で問題にしたのは、たとえば結核、精神の問題で精神衛生法あるいは結核予防法ができてあの中に取り入れて、もちろん国で特にそのほうへ支出しなければならぬものが、特に健康保険の中に食い込んできておりますのは、私は大きな問題があると思う。こういうふうなことは厚生省のほうで案外たやすく健康保険の経済の中に組み入れながらこれを取り扱われておつて、これがまた赤字の対象になつていくことになるので、こういうことに対する方針、見解はどういうふうになされているのか、あるいはこれがまたどれくらい比重を示しておるかということをお示ししていただきたいと思います。

○政府委員(熊崎正夫君) 御承知のように、結核の医療費で結核予防法のほうで払われております経費は、命令入所をやる場合の強制命令入所の措置費分としては、これは国が八割、県が二割というところで、保険とは関係なしに公費から支出されておるわけでございます。それ以外に、いわゆる三十四条の経費ということで公費負担になつておる。これが患者負担がある場合に保険のほうで一部負担するということで、昨年の健康保険法等の三法の改正につきまして社会保険審議会が御議論をいただいたときに、各界の方々から非常に問題になつたわけでございます。どうしても地方公共団体の負担が伴いますために、各都道府県におきましては、予算の都合上なかなか公費支出がで

きないということで、一部保険のほうに肩がわりされるというふうな点もございますが、金額的には、私ども当時推算をいたしましたけれども、そういった金額にはなりません。これはまあせいぜい全部で十五億程度ということでございます。ただ、政府管掌の健康保険の中で、いわゆる結核予防法、精神衛生法の対象にならない疾病につきまして、結核、精神の給付総額というものが別個にあるわけでございますが、これが四十年大体系二千八百億中、結核は二百三十九億、精神が六十億という私ども推算をいたしております。これは別に命令入所、あるいは公費負担以外に、結核で保険にかかり、あるいは精神で保険にかかるといふ経費はそのくらいというふうな推算をいたしております。

○大橋和孝君 私は、ここでひとつ厚生大臣のお話から、本年度までには抜本的な改正をするという中で今度の赤字もみておられるわけでありまして、この医療費に関連をして、このようにしてやつぱり国で法律をこしらえて、その法律でみるべきものが、われわれ現場において見ておりますと、公費がないために、公費負担にたえかねるために予算の措置として健康保険でこれをみようというふうなことでこの経済の中に組み込まれていくようなことでこの経済の中に組み込まれていくようなこと、これは、もう一つ将来の展望として、この予防的診療、こういうようなものが保険には全然タッチされないで、しかも、一面、治療の面ではそういうルールズなことが行なわれておるといふことは、保険経済の面からいいたしても医療費の面からいいたしても、非常に不合理性のものがござたと見られるのであります。これはむしろ先進国のように、こういうような予防的行為を公費でみるというところは、病気を進行させない意味においても、また、医療費を安くする上においてもこれは重大なことだと思ふわけでありまして、こういう点を少しも考えないで、そうして一方において医療費の中にはそうした別の法律のもとに国がしなければならぬものを入れていくと

いう不合理性が非常にあらわらに現れるわけでありまして、そういう観点から、これは将来根本的な改正をされる場合において、私は、一、二その予防的な問題もそうでありませうけれども、やはり低所得者に対しての保険料の問題も一応考慮しなければならぬのではないかと考えるわけでありまして、国民健康保険におきましては低所得者に対する減免措置がありまして、政府管掌においては減免措置がない。特にいまの所得階層を見ますと、政管被保険者の中には所得の低い人が多い、しかも、その中には生活保護されずの人が含まれておるのであります。中小企業従業員といたしまして、そういう観点から見ますならば、別な面においてこうした低所得者に対する保険料の減免ということも考えなければならぬのではないかと。また、この政管の中には五人未満は自由加入になつておるのでありますが、こうした問題につきましても、もっと積極的な姿勢を示す必要があるのではないかと、あるいは、また、家族の給付なんかも、そういう低所得者を考えた場合に、やはり五割五割ではとても病気のときに公平な、あるいは、また、非常に診療を受けにくくという形で病気を悪化させる現状にあるのでありますから、この改正の問題につきましても、もっとそういうところにも将来のあれを含みながら私はやつとも性質のものがあるのではないかと、その点についてちよつとお伺いしておきます。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま御指摘がございましたように、当然国なりあるいは公共団体で負担すべきものが健康保険でなされておる。こういう問題につきましても、根本的な制度の改正をいたします際に厳密にこれらの区分をいたしましてその点を明確にいたしたい、このように考えておるのでございます。その他非常に高額な医療であるとか、あるいは不採算医療であるとか、そういうような問題につきましても、これもやはり国なり地方団体等で十分負担の面を明確にしなければならぬ。それから、さらに国民の健康を守ると

いう観点からいたしましたして、先ほども申し上げましたように、予防、管理、治療、こういうことをぜひ考えなければならぬわけでありまして、そういう予防的な面に対しましては、これを健康保険でまかなうということは私は適当でない、かように考えておりますので、そういう面につきましても適正な改善を加えたい、こう存するわけでありまして、いずれこれらの問題につきましては、政府の抜本的な改正をいたします際の課題として研究を進めたいと存じます。

○大橋和孝君 最後に一つだけ。たいへんまあ大臣の気持ちには了解させていただきますが、この臨時医療保険審議会ですが、先ほどこの構想を聞きまして、非常に利益代表を含まないで真剣に考えるというお話でありましたけれども、ここでもう今年中にと期限を切つての審議会だという話を聞いたのでありますが、それくらいにお考えになつておるとすれば、この審議会にどのような内容が大体付託されるのか。また、抜本的改正というものが、大臣の考へておられることは想像されますが、この諸機関を通じてどのように発展をさせていくというのか、いまの御構想をちよつと聞いておきたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) まず、第一は、従来の利害関係者の代表をもつて構成しております委員の選任方式を、もっと高い国民的な視野で医療の抜本対策に当たつていただくために、そういう角度から学識経験者を中心にお願いをいたしたい、こう思ふのでありますが、しかし、私は、かと思ふ、全然診療側だとか支払い側だとか、そういう立場の方々の御意向というものを無視して人選がなされては実態に即した抜本策は生まれてこない、かように考えるのであります。この委員の選任にあたりましては、十分それらのお考え、また、御意見というものが反映できるように人選にあつて配慮をいたしたい、このように考えておるわけでございます。

それから、この抜本的な改正をいたします場合の主要な課題は何か、こういうお尋ねでございます。

すが、これは健康保険収支両面にわたるところの財政基盤の安定策というものがその一つであります。また、これに関連いたしまして、国庫負担のあり方、系列化の問題、これも抜本策を検討する場合一つの大きな課題であると考えられるのであります。それから、医療保険における給付水準の問題、給付水準はどの程度であるべきか、こういう問題につきましても、欧米先進国その他の制度ともならみ合わせ、また、国民の所得、国の財政、そういう各般のことを考えまして適正な給付水準をここで御検討を願う。また、診療報酬体系につきましては、技術を尊重するという立場に立ちまして診療報酬の適正化をはかってまいらなければならぬと考えるのであります。その際における技術と物の関係、こういう点も根本的に再検討を要すると思うのであります。また、医療保険、これは先ほど申し上げておるところであります。が、医療保険制度間における給付内容の問題、あるいは被保険者の負担、そういうような格差の是正、負担の均衡、こういう問題も重要な課題であります。私はそういう点を十分検討いたしまして、長期的に安定をし、さらに前進をしていくような医療保険制度を打ち立てたい、かように考えておるのであります。

○藤田藤太郎君 私、健康保険法の一部改正について、衆議院で長く審議されて参議院にきたのでありますけれども、私は、政府側は少し不親切じゃないか、こう思う。ここに書いてある資料だけで法律を早く通せというだけで、全くもって日本の医療行政がどう動いているか、特に国保とかそういう一般の保険は別として、少なくとも政府管掌、それから組合管掌、共済の短期、こういうものの推移がどこにあるかというこの年度ごとの資料ぐらいい出して、そして全体の医療の方向がどう動いているかというぐらいいのびしやうと出して審議していただきたいというのが私はほんとうじゃないかと思う。ところが、ここにテキストとしてちょっと書いてあるけれども、私はもっと親切にやるべきだと思うのですが、そういう

る資料は、一年かかって社会保障制度審議会が議論された中に出された資料は、非常に全般的な資料が出ていたんだが、これは非常に不親切なように思っています。ですから、やっぱりそういう資料を、ここはいまは健康保険ですけれども、被用者健康保険の三つの柱ですが、たとえは農林漁業の職員組合とか私学とか、被用者保険の趨勢ぐらいはやっぱりきちっと出して、そして船員保険も含めませんが、審議をしてくださいといわれるのが私はどうもほんとうのような気がするわけですが、どうもそこあたりは、きょうからようやく始まったのですから、その資料を出してもらいたいと思うのです。一つは、標準報酬についてどう動いてきたか、四十年、四十一年、四十一年は見通しになります。組合管掌、共済の短期、特に共済の中でも、いま低いといわれている農林漁業とか私学共済とか、そういうものの資料を、これは厚生省が直接担当されておらないけれども、取ってきてお出しになるのがいいのではないかと。

それから、二番目は、国庫負担について、昭和三十三年が非常に赤字でもめて、四年、五年、六年は黒字になってきたわけですが、当時から国庫負担について、負担総額を年度ごとに、保険料収入の比較とか、被保険者当たりの負担額とか、そういうものをひとつ出してもらおう。

それから、医療費が原因別にどうなっているかというふうなことも厚生省としては出して、どこに問題点があるのか、国家予算との関係は予算書がありますから見られますけれども、医療の問題については、これはもう少し詳しいものを出してもらいたい。この議題じゃありませんけれども、国保についてもいまから注文しておきますが、詳細な地方財政の負担、全国の市町村、地方自治体の負担、それから被用者保険と国民健康保険に加入されている比率とか、その間の標準とか、収入の標準とか、そういうものをいまから注文しておきます。これはまたそのときになって間に合わぬということになるといけませんから、しておきま

すけれども、そういうやはり一覽してどう動いているかというのをやはりきちっと出して、そして審議に出発、用意とんと始まる時には、そういう資料をみんな頭の中に入れて議論をするというところでなければ、私はなかなか質問がしにくいわけだから、またわかつていることを二度聞かなければならぬということになって、審議がおくれるわけですが、これはやはり国民経済の趨勢の中で医療問題がどうなっている、赤字だ赤字だといつてみても、行政努力というところをおっしゃったり、この表示にこんなものが出ておりましたけれども、この基本的な、いま大橋先生が質問されたその母体というものがわからぬわけですが、だから、そういう問題も詳しく書いてこの次の委員会までには出してもらうようにお願いしておきます。

○佐野芳雄君 関連。いま藤田委員から資料要求があったのですが、この際、ついでに、私たち計算すればわかるのですが、政府は今年度の予算で大幅減税を行なったとか言っています。政府は、そこで、各被保険者の標準報酬の月額等の級ごとに今年度の減税で幾ら減税になったか、それから健康保険料率の引き上げによつて、これは六十五と七十と両方出してもらいたいのですが、幾ら上がる予定であったのか、現実には今度幾ら上がったかというものがあわせて資料として出していただきたい。

○高山恒雄君 私も資料要求ですが、政管の都道府県格差ですね、格差の問題について、先ほど大臣は、その格差の是正も考えておられるということですが、現状がどうなっているか、それから給付一人当たりこれが一体各県の均衡というものはどういうふうになっているか、これが一つ。もう一つは、一人当たりの一件当たりは一体どういう単価になっているか、こういう問題をもっと詳しく私は資料で出していただくことを要求しておきます。

○委員長(阿部竹松君) 藤田委員及びほかの委員の方の資料要求ですね、担当局長の熊崎局長、いかがですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 私ども手持ちの資料を動員いたしまして、できるだけ努力いたして御満足いくような資料をつくりたいと思っておりますが、何しろ短時間で、持っている資料もありません、いまお聞きします。しかし、できるだけ御要望に沿うような資料を取りそろえたいと思っております。

○委員長(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(阿部竹松君) 速記をつけて。
他に御発言もなければ、本日の質疑はこの程度にとどめておきまして、次回は二十一日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

四月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、失業保険法の一部を改正する法律案
一、労働基準法の一部を改正する法律案(衆)

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の八中「第一級三百三十円、第二級二百四十円」を「第一級五百円、第二級三百三十円」に改める。
第三十八条の十一第一項中「第一級十六円、第二級十二円」を「第一級二十四円、第二級十六円」に、「四百八十円」を「六百六十円」に改め、同条第二項中「第一級については八円、第二級については六円」を「第一級については十二円、第二級については八円」に改める。

附則
1 この法律第三十八条の十一の改正規定及び附則第五項の規定は昭和四十一年五月一日から、第三十八条の八の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は同年六月一日から施行

する。

2 昭和四十一年六月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働者保険者が同年五月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

3 第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が次の表の

昭和四十一年五月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	十四日分
昭和四十一年六月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	二十八日分
昭和四十一年七月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	四十二日分
昭和四十一年八月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	五十六日分
昭和四十一年九月	昭和四十一年五月一日から同月三十一日まで	七十日分

4 第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて同項第一号の六月の最後の月が昭和四十一年二月から同年四月までのいずれかの月であるものに対して同年六月一日から同年八月三十一日までの間において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、第二級の失業保険金の日額によるものとする。

5 改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働者保険者が昭和四十一年五月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働者保険者が同日以前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

上欄に規定する月であるものに対してそれぞれ当該月の翌月以後四月の期間内において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」を「第四章 労働時間、休憩、休日、始業終業時間、休日及び年次有給休暇」に改める。

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項を次のように改める。
坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務に従事する労働者については、前項の労働時間は、命令で定めるところにより、一日に

ついて七時間以内、一週間について三十五時間以内の時間とする。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一週間について(労働時間)をこえない定めをし、これを行政官庁に届け出た場合においては、前二項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、特定の日において八時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一日についての労働時間)又は特定の週において四十時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一週間についての労働時間)をこえて、労働させることができる。ただし、一日においてこえて労働させることができる時間は、一時間とする。

第三十三条第一項中「若しくは第四十条」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

使用者は、前項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日労働させた場合においては、命令で定めるところにより、その後その時間に相当する休憩又は休日を与えなければならない。

第三十四条第二項中「一せいに」を「一せいに、かつ、四十五分は分割しない」に改め、同条に次の二項を加える。

第八号の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要があるものについて

は、その必要を避くべからざる限度で、前二項の休憩に関する規定について、命令で別段の定めをすることができる。

前項の規定による別段の定めは、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(休息)
第三十四条の二 使用者は、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務に従事する労働者に対して、命令で定めるところにより、労働時間中に一定時間の休息時間を与えなければならない。

前項の規定により与えられる休息時間については、その時間労働したもののみをなす。

第三十四条の三 使用者は、労働者の一日における始業時刻から終業時刻までの時間については、当該労働者のその日における労働時間以外の時間が二時間(第六十六条の育児時間を除く)をこえないように定めなければならない。

ただし、第三十三条第一項の規定によつて、労働時間を延長し、又は休日労働させる場合は、この限りでない。

第三十五条第一項中「一回の休日」を「連続した二日の休日を一せいに」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、行政官庁の許可を受けた場合においては、一せいに与えないことができる。

ない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、前項本文の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、休日と連続しないで与え、又は四週間を通じ八日以上の休日を与えるときは特定の週において与える休日と一日とすることが出来る。

第三十六条本文中「若しくは第四十条」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、労働時間の延長は、一日について二時間（第三十二条第二項の労働者については一時間）、四週間について二十時間（同条同項の労働者については十時間）をこえてはならず、休日の労働は、四週間について一日をこえてはならない。

第三十六条に次の一項を加える。

前項に規定する協定は、三箇月をこえて定めなければならない。

第三十七条第一項中「その時間又はその日の賃金の計算額の二割五分以上の率」を「その時間の労働については通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率、その日の労働については通常の労働日の賃金の計算額の十割以上の率」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、使用者が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する国民の祝日（第三十五条の休日に当たる場合を除く。）に労働させた場合においては、その日の労働については、第三十五条の休日に労働させ

せたものとみなして、これを適用する。
第三十九条第一項及び第二項を次のように改め、同条第五項を削る。

使用者は、雇い入れた日から起算して六箇月間継続勤務した労働者に対しては、当該六箇月を経過した日の属する年（同日以後のその年内の期間が三箇月に満たないときは、同日以後三箇月以内）において、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

使用者は、雇い入れた日から起算して一箇年間継続勤務した労働者に対しては、当該一箇年を経過した日の属する年以後毎年（当該一箇年を経過した日の属する年においては、同日以後のその年内の期間が三箇月に満たないときは、同日以後三箇月以内）において、継続し、又は分割した二十労働日（前項の規定の適用を受ける労働者に対しては、当該六箇月を経過した日の属する年においては、同項の規定による有給休暇のほか、十労働日）の有給休暇を与えなければならない。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条各号列記以外の部分中「労働者」を「労働者で使用者が行政官庁の許可を受けた者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 監視又は断続的労働であつて軽易なものに従事する者

第五十六条第二項中「満十二才」を「満十三歳」に改める。

第六十条第一項中「第三十二条第二項、第三十二条及び第四十条」を「第三十二条第三項、第三十

四条第四項及び第五項並びに第三十六条」に改め、同条第二項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項中「四十八時間」を「四十時間」に、「十時間」を「九時間」に改める。

第六十一条中「一日について二時間」を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第九十九条第一号中「第三十二条」を「第三十二条第一項若しくは第二項、第三十三条第二項」に、「第三十四条、第三十五条」を「第三十四条第一項から第三項まで、第三十四条の二第一項、第三十四条の三、第三十五条第一項」に、「第三十六条但書」を「第三十六条第一項ただし書」に、「第六十一条乃至第六十三条」を「第六十一条から第六十三条まで」に、「第七十二条、第七十五条乃至第七十七条」を「第七十五条から第七十七条まで」に改め、同条第二号中「第三十三条第二項」を削り、同条第三号中「第四十条」を「第三十四条第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十三年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 改正後の労働基準法第三十五条第一項ただし書及び第四十一条に規定する行政官庁の許可並びに改正後の同法第三十二条第三項、第三十五条第二項及び第三十六条第一項に規定する届出は、この法律の施行前においてもすることが出来る。

3 この法律の施行の際満十三歳以上である者について改正前の労働基準法第五十六条第二項の規定によりした許可は、改正後の同項の規定によりした許可とみなす。

4 改正前の労働基準法第三十三条第二項の規定による命令により与えなければならない休日は休日、改正前の同法第三十七条の規定により支払わなければならない割増賃金及び改正前の同法第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条の規定により与えなければならない有給休暇については、なお従前の例による。

5 改正前の労働基準法第三十七条又は第三十九条第四項（前項の規定により従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に違反した使用者に対する同法第一百四十四条に規定する附加金の支払に關しては、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中 第二五級 五二、〇〇〇円 一、七三〇円 五〇、〇〇〇円以上

第二五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上
第二六級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上
第二七級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
第二八級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上
第二九級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上
第三〇級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第三一級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第三二級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上
第三三級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上
第三四級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上
第三五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上
第三六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

に改める。

第七十一条ノ四第一項中「次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ六十」を「^{六十}千分ノ七十」に改め、同条第一項を削る。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中 第二五級 七六、〇〇〇円 二、五三〇円 七四、〇〇〇円以上

第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第二六級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上
第二七級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上
第二八級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上
第二九級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上
第三〇級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上

に改める。

第四十一条第一項第一号中「最終標準報酬月額ニ乗ジテ得タル金額」を「左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 最終標準報酬月額ニ乗ジテ得タル金額

別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額

ロ 三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百ニ相当スル額ト合算シタル額ニ乗ジテ得タル額

第四十二条第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ障害ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ハ最終標準報酬月額ノ二乗ニ乗ジテ得タル金額トス

ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ障害ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前条第二号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ二乗ニ乗ジテ得タル額

ロ 七千五百円

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十二ニ相当スル額

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲グル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二乗ニ乗ジテ得タル額

ロ 一万五千元

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ六十二ニ相当スル額

第五十条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

遺族年金ノ額ハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル額六万円ニ滿タザルトキハ之ヲ六万円トス

第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

「其ノ障害ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項第一号ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十八條第一項中、家族葬祭料及」を「及家族葬祭料ニ要スル費用並ニ」に、「相当スルモノニ要スル費用」を「対応スルモノニ要スル費用」中政令ヲ以テ定ムル部分」に改める。

第五十九條第五項中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ百八十三」を「千分ノ百九十二」に改める。

第六十條第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三十分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百三十分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ六十一」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十二分ノ百三十一」に改める。

別表第一〇を次のように改める。

癱疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	
三 級	六・五	
四 級	六・〇	一・〇〇
五 級	五・五	
六 級	五・〇	
七 級	四・二	〇・七五

別表第一ノ二の次に次の一表を加える。

癱疾ノ程度	月 数
一 級	四八月
二 級	四二
三 級	三九
四 級	三六
五 級	三三
六 級	三〇
七 級	二五

別表第二〇を次のように改める。

癱疾ノ程度	月 数
一 級	二〇月
二 級	一五
三 級	一二
四 級	九
五 級	六
六 級	四
七 級	二

別表第四上欄中

六 級	一	二	三	四	五	六	七
	両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力ガ耳蝸ニ接セザレバ大ニ減ジタルモノ	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

を

同表の備考第二号中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

別表第五上欄中

一 級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十厘以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ	一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ	女子ノ外観ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ	両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

を

六 級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
	両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力ガ耳蝸ニ接セザレバ大ニ減ジタルモノ	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ

に改め、

削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に、「六級」を「五級」に、「七級」を「六級」に、「八級」を「七級」に改める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 船員保険法第二十條の規定による被保険者（以下「船員保険の任意継続被保険者」という。）であつたことがある者（船員保険の任意継続被保険者であつた期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者を除く。以下同じ。）及び船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たしたことに由る老齢年金（以下「船員保険法による老齢年金」という。）の受給権者であつて六十五歳以上であるもの（以下「船員保険の高齢受給権者」という。）については、前二項の規定は、適用しない。

第三条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるもの（以下「厚生年金保険の高齢受給権者」という。）については、前二項の規定は、適用しない。

第三条の次に次の一條を加える。

第三条の二 厚生年金保険の高齢受給権者が、船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたときは、厚生年金保険法による老齢年金又は同法第五十八條第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失を厚

生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失とみなすほか、第二条第一項の規定を準用する。

2 第二条第二項の規定は、前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に準用する。

第四条第一項中「船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は船員保険の高齢受給権者」を加え、「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第八条第二項及び第九条第二項中「第六条第二項において準用する場合を含む。」の下に「又は第三条の二第二項において準用する第二条第二項」を加える。

第十条第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第二項」を加える。

第十一条第一項第二号及び第三項中「達した後」を「達した月以後」に改める。

第十二条第一項各号を次のように改める。

一 船員保険法第三十五條第一号の規定により計算した額

二 厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五條第二号の規定により計算した額

三 厚生年金保険の被保険者であつた期間について厚生年金保険法第三十四條第一項第二号の規定により計算した額（厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条

第四項本文の規定により計算した額）

第十二条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、船員保険の被保険者

であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金保険法第百六條に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であつた期間であるときは、当該加入員であつた期間は、同項第三号に掲げる額の計算の基礎としな

い。ただし、同法第四十四條の二第二項に規定する期間については、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法第四十四條の二第三項及び第四項の規定は、第一項の老齢年金について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは、「厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二條第二項本文」と読み替へるものとする。

第十三條の二第二項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え、同条中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改め、「第四十三條」の下に「及び第四十四條の二」を、「第四十六條の四」の下に「及び第四十六條の五」を加える。

第十四條ただし書中「但し、」を「ただし、六十五歳に達した日以後において船員保険の被保険者の資格を取得したとき、又は」に改める。

第十五條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、六十五歳に達した日以後において厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

第十五條第二項及び第三項を削る。

第十六條の見出しを（船員保険法第三十四條

第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金

の取扱ひ）に改め、同条に次のただし書を加へる。

ただし、受給権者が六十五歳以上であるときは、老齢年金の額（加給金に相当する金額を除く。）の百分の二十に相当する部分に限る。

第十六條に次の二項を加える。

2 船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

3 厚生年金保険法第三十九條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第十七條第一項中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十八條の見出し中「任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は高齢受給権者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三条の二第二項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者には、船員保険法による老齢年金は、支給しない。同法第三十四條第一項第二号に規定する期間を満たしていることにより支給する老齢年金につ

いても、同様とする。

第十九條第一項及び第十九條の二中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十九條の三第一項中「当該通算老齢年金の支給」を「当該通算老齢年金（その受給権者が六

十五歳以上であるときは、その額の百分の二十に相当する部分に限る。の支給に、第四十二條第一項各号を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改め、同條第二項中「通算老齡年金の支給が」を「船員保険法による通算老齡年金がその全額につき支給を」に改める。

第二十條第一項中「第四十六條」を「第四十六條第二項」に改め、「第四十三條第一項」の下に「又は第四十四條ノ三第一項」を加え、「左の區別によつて」を「その者の選択により」に改め、「同法第三十四條第一項第二号の規定による老齡年金及び」を削り、「第三十八條」を「第三十八條第二項」に改め、同項各号及び同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「第三十九條」を「第三十九條第一項」に改め、同項を同條第三項とする。

第二十二條中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十三條第一項に後段として次のように加える。

第三條の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡したときも、同様とする。

第二十三條第三項中「第三十九條」を「第三十九條第一項」に改める。

第二十四條中「第五十九條」の下に、「第五十九條の二」を加え、「第六十五條」を「第六十六條」に改める。

第二十五條第二項中「第三十九條」を「第三十九條第一項」に改める。

九條第一項に改める。

第二十六條を次のように改める。

(遺族年金の額の特例)

第二十六條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に船員保険法第三十四條第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する船員保険法による遺族年金の額は、同法第五十條ノ二第一項第一号の規定にかかわらず、第十二條第一項の例により計算した額の二分の一に相当する額(その額が六万円に満たないときは、六万円)とする。

第二十七條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により年金の額を比較する場合においては、厚生年金保険法による遺族年金については、同法第六十條第一項及び第二項の規定により算定した額によるものとし、船員保険法による遺族年金については、同法第五十條ノ三の規定により加給すべき金額を加算した額によるものとする。

第二十八條中「第二條第一項」の下に「若しくは第三條の二第一項」を加え、「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十九條第一項中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三十一條中「船員保険法による老齡年金」の下に「(同法第三十八條第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齡年金を除く。)」を加え、「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第三十二條中「第二條第一項」の下に「若しくは第三條の二第一項」を加え、「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(基金又は厚生年金基金連合会が支給する年金たる給付の基準等)

第三十三條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、基金の加入員又は加入員であつたものに対する船員保険法による老齡年金は、厚生年金保険法第九章の規定の適用については、同法による老齡年金とみなす。

附則

(施行期日等)

第一條 この法律の規定は、公布の日から起算して、次各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

ただし、第三條のうち厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二條第二項の改正規定、同法第十二條に一項を加える改正規定、同法第十三條の二中「第四十三條」の下に「及び第四十四條の二」を加える改正規定及び同法第三十二條の次に一條を加える改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)附則第一條に規定する政令で定める日から施行する。

一 第一條及び第二條の規定並びに附則第二條から附則第十條まで及び附則別表の規定

昭和四十一年二月一日

二 第三條中厚生年金保険及び船員保険交渉法

第十二條第二項の改正規定、同法第十二條に一項を加える改正規定、同法第十三條の二中「第四十三條」の下に「及び第四十四條の二」を加える改正規定及び「第四十六條の四」の下に「及び第四十六條の五」を加える改正規定並びに同法第三十二條の次に一條を加える改正規定 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)附則第一條に規定する政令で定める日

三 第三條中前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び附則第十一條から附則第十七條までの規定 この法律の公布の日

2 第一條の規定による改正後の健康保険法第三條第一項及び第七十一條ノ四第一項の規定、第二條の規定による改正後の船員保険法第四條第一項、第五十九條第五項及び第六十條第一項の規定並びに附則第二條から附則第四條まで及び附則第十二條の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

3 第二條の規定による改正後の船員保険法第四十一條第一項、第四十一條ノ二第一項、第四十二條、第四十二條ノ二、第四十二條ノ三第三項及び第四項、第五十條ノ二、第五十條ノ八、第五十八條第一項、別表第一、別表第二、別表第三、別表第四及び別表第五の規定並びに附則第五條から附則第十一條まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

24 第三條中前項第三号に掲げる改正規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法(以下「新交渉法」という。)第十二條第一項、第十三條の二、第二十六條及び第三十一條の規定並びに附則第十條から附則第十五條までの規定は、昭和四十一年五月一日から、その他の新交渉法の規定並びに附則第十六條及び附則第十七條の規定は、同年六月一日から適用する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)附則第十七条の規定による特例老齢年金は、新交渉法第十九条の二及び第十九条の三の規定の適用については、それぞれ厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金とみなす。

第十九条 厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、新交渉法第二十四条に規定する遺族年金に關しては、昭和四十年六月一日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなり同日においてまだその死亡の時期がわからない船員保険の被保険者又は被保険者であつた者についても、準用する。

附則別表

廃疾の程度	金	額
一級	五万一千円	十二万三千円
二級	五万一千円	十一万四千円
三級	四万八千円	九万九千三百円
四級	四万八千円	九万四千八百円
五級	四万八千円	九万三百円
六級	三万六千円	七万五千六百円
七級	三万六千円	六万八千四百円

四月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民年金法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律案
国民年金法の一部を改正する法律
国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「変動後の諸事情に應ずるための調整を加えられるべきものとする」とを「変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」に改める。

第五十条第二項第五号中「(遺族給付金を含む)」を削る。

第十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、死亡した者が母子年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の當時該母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた夫の子は、同項に規定する子とみなす。

第二十七條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同条第二項及び第三項を削る。

一 二百円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

二 二百円に保険料免除期間の月数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

第二十九條の四中「第二十七條第一項及び第二項」を「第二十七條」に改める。

第三十條第一項ただし書を削り、同項第一号中「初診日の前日」を「廃疾認定日の前日」に改め、同号イ中「初診日」を「廃疾認定日」に改め、同号ロ中「初診日」を「廃疾認定日」に、「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「初診日」を「廃疾認定日」に、「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第三十條の次に次の一条を加える。

第三十條の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、前条第一項各号の要件に該当する者であつて、廃疾認定日において別表に定める程度の廃疾の状態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、その傷病によりはじめて同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者に同項の障害年金を支給する。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、前条第一項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める程度の廃疾の状態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、前項と同様とする。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の障害年金の支給は、第十八條第一項の規定にかかわらず、当該障害年金の請求があつた日の属する月の翌月から始めるものとす。

第三十三條第一項中「初診日」を「廃疾認定日」に、「第二十七條第一項及び第二項」を「第二十七條」に、「二万四千円」を「六万円」に改め、同条第二項中「六千円」を「一万二千元」に改める。

第三十七條第一項ただし書を削り、同項第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第三十八條を次のように改める。

(母子年金の額)
第三十八條 母子年金の額は、五万五千二百円とする。

第三十九條第三項第六号ただし書中「妻が受給権を取得した時から引き続き」を削る。

第四十條の二第二項ただし書を削り、同項第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第四十二條第一号ロ中「前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間」に改め、同号ハ中「前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべて」を「前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間」に改める。

第四十三條中「第二十七條第一項及び第二項」を「第二十七條」に、「一万二千元」を「三万円」に改める。

第四十五條第六号ただし書中「父又は母の死亡の時から引き続き」を削る。

第四十七條第二項中「第六十六條第三項」を「第六十六條第二項」に改める。

第七部 社会労働委員会会議録第十一号 昭和四十一年四月十九日【参議院】

第五十条中「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十七条」に改める。

第五十六条第一項中「初診日の前日において次の各号のいずれにも該当しなかつたもの」を「廃疾認定日の前日において次の各号のいずれかに該当したもの」に、「廃疾認定日において」を「廃疾認定日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同項第一号中「初診日」を「廃疾認定日」に、「五年以上である場合においては」を「五年以上であり、かつ」に、「三分の二に満たないこと」を「三分の二以上を占めること」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 廃疾認定日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

第五十六条第二項中「その初診日の前日において前項各号のいずれにも該当せず、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日」を「その傷病に係る廃疾認定日の前日において前項各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者であり、かつ、廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときは、その者に同項の障害福祉年金を支給する。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日の前日において前条第一項各号のいずれかに該当し、かつ、その廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になかつたもの（新たに発した傷病に係る初診日において被保険者であつた者に限る。）が、同日後六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて前後の廃疾を併合して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、前項と同様とする。この場合においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

3 第三十条の二第三項の規定は、前二項の障害福祉年金について準用する。

第五十七条第一項中「前条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときは廃疾認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、同様とする。

第五十七条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、第五十六条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、前項前段に規定する者であつて廃疾認定日後二十歳に達したもののについては「二十歳に達した日」と、同項後段に該当する者については「その傷病によりはじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つた日」と、それぞれ読み替へるものとする。

第五十七条第三項中「第三十一条第二項」を「第三十条の二第三項の規定は第一項後段の規定により支給する障害福祉年金について、第三十一条第二項に、「前二項を前二項に、「第三十条第二項」を「第三十条第二項又は第三十条の二第二項」に、「場合に準用する」を「場合について、それぞれ準用する」に改める。

第五十八条中「二万四千円」を「二万六千四百円」に改める。

第五十九条中「日本国内に住所を有しなくなつたとき」を削る。

第六十一条第一項中「次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号のいずれかに該当し」に、「夫の死亡において」を「夫の死亡日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同項第一号中「五年以上である場合においては」を「五年以上であり、かつ」に、「三分の二に満たないこと」を「三分の二以上を占めること」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 死亡日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

第六十二条中「一万八千円」を「二万四千円」に改める。

第六十三条第三項第二号ただし書中「妻が受給権を取得した時から引き続き」を削る。

第六十四条第一項中「又は日本国内に住所を有しなくなつたとき」を削る。

第六十四条の三第一項中「次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号のいずれかに該当し」に、「死亡者の死亡日において」を「死亡者の死亡日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同項第一号中「五年以上である場合においては」を「五年以上であり、かつ」に、「三分の二に満たないこと」を「三分の二以上を占めること」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 死亡日の前日まで引き続き被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

第六十五条第一項に次の一号を加える。

四 日本国内に住所を有しないとき。

第六十五条第六項中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第六十六条第一項を削り、同条第二項中「受給権者の」を「受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者の」に改め、「扶養親族等」の下に「主として」を加え、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」といふ。）」に改め、同項第一号及び第二号中

「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同項第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八条第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」を「二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十七条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前条第二項各号」を「前条第一項各号」に、「当該被災者を」を「当該被災者の配偶者又は当該被災者を」に改め、同項を同項第二号とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「前項第二号」に、「前条第一項から第三項まで」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

（老齢年金の額についての特例）
第七十七条 前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替へられるため第二十六条に規定する要件に該当した者に支給する老齢年金の額は、その額が一万八千円に満たないときは、第二十七条の規定にかかわらず、一万八千円とする。ただし、七十歳に達するまでの間に支給する当該老齢年金の額については、この限りでない。

第七十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項を前項」に改め、同項を同条第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第七十九条中「第三十条第二項及び第五十六条第二項」を「第三十条第二項、第三十条の二第二項、第五十六条第二項及び第五十六条の二第二項」に改める。
第七十九条の二第一項ただし書中「七十歳に達した日において」を「七十歳に達した日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同条第三項中「一万五千六百円」を「一

万八千円に改め、同条第四項中、又は日本国内に住所を有しなくなつたときを削り、同条第五項後段を削り、同条第六項を次のように改める。

6 老齢福祉年金は、受給権者の配偶者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第八十条第一項の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第二十八条に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第七十七条第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

7 第六十六条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第七十九条の二第六項」と読み替へるものとする。

8 第六十五条、第六十六条第一項、第三項及び第四項、第六十七条並びに第六十八条の規定は、老齢福祉年金について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者」とあるのは「受給権者」と読み替へるほか、被災者の配偶者に支給する老齢福祉年金については、第六十七条第二項第二号中「前条第一項各号」とあるのは「第七十九条の二第六項各号」と、同条第三項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第七十九条の二第六項」と、それぞれ読み替へるものとする。

第七十九条の三第一項中、「初診日」を「廃疾認定日」に改め、同条第二項中「傷病に係る初診日」を「傷病に係る廃疾認定日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に、「新たに発した傷病に係る初診日」を「新たに発した傷病に係る廃疾認定日」に改め、同項後段を削り、同条に次の三項を加える。

3 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者でなかつた者であつて、廃疾認定日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になつたものが、同日後七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

4 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、同日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、その廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になつたものが、同日後七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

5 第三十条第二項ただし書の規定は第二項及び前項の障害福祉年金について、第三十条の二第三項の規定は前二項の障害福祉年金について、それぞれ準用する。

第六十一条第四項中「前三項」を「前各項」に、第三十条第二項を「第三十条第二項又は第三十条の二第二項」に、「場合に準用する」を「場合について、第三十条の二第三項の規定は第三項及び前項に規定する障害福祉年金について、それぞれ準用する」に改め、同項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 明治四十四年四月一日前に生まれた者であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る廃疾認定日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になつたものが、同日後七十歳に達する日の前日までの間において、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、はじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

3 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病がなおらないで、昭和三十九年八月一日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態になつた者が、同日後七十歳に達する日の前日までの間に、切診日が昭和三十六年四月一日前である傷病によりはじめて同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者を除く。

4 前項の保険料の額は、その額が第四条第二項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

附則第九條中「並びに第八十一条第二項及び第三項を『及び第八十一条第二項から第五項まで』に改める。

附則第九條の二第一項中「第三十条第二項及び第五十六條第二項」を「第三十条第二項、第三十条の二第二項、第五十六條第二項及び第五十六條の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

二第二項に改め、同条第二項中「第七十九条の三第二項」を「第七十九条の三第二項及び第四項」に改める。

附則第九條の三を次のように改める。

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者についての特例）

第九條の三 旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間は、第二十六條の規定の適用については保険料免除期間とみなす。

ただし、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が一年以上であり、かつ、老齢年金（老齢福祉年金を除く）又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に限り。

2 前項の規定に該当することにより支給する老齢年金については、第七十七条の規定を適用しない。

3 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の支払期月は、第十八条第三項の規定にかかわらず、通算年金通則法第十条の規定の例による。

4 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金は、附則第七條の二第三項及び通算年金通則法第五条の規定の適用については、第七十八條第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

5 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権者は、第七十九条の二の規定の適用については、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しないものとみなす。

6 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権者が、老齢福祉年金の受給権を取得したときは、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

7 第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が通算老齢年金の受給権を取

得したとき、又は前項の規定により老齢福祉年金が支給されることとなつたときは、消滅する。

別表一級の項第九号中「結核性疾患による」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、「呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下この表において同じ。」を削り、同項第十一号中「前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による」を削り、同表二級の項第十五号中「結核性疾患による」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同項第十七号中「前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一号に掲げる規定は昭和四十一年十二月一日から、第二号に掲げる規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

一 第三十条の改正規定、第三十条の次に一条を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定（「初診日」を「廃疾認定日」に改める部分に限る。）、第三十七条の改正規定、第四十一条の改正規定、第四十二条の改正規定、第五十六条の改正規定（初診日を廃疾認定日に改める部分に限る。）、第五十六条の次に一条を加える改正規定、第五十七条の改正規定、第七十九条の改正規定、第七十九条の三の改正規定、第八十一条の改正規定、国民年金法附則第九条の改正規定及び同法附則第九条の二の改正規定並びに別表の改正規定

二 第二十七条の改正規定、第二十九条の四の改正規定、第三十三条の改正規定（「初診日」を「廃疾認定日」に改める部分を除く。）、第三十八条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十八条の改正規定、

第六十二条の改正規定、第七十七条の改正規定、第七十八条の改正規定、第七十九条の二の改正規定、第八十七条の改正規定並びに国民年金法附則第九条の三の改正規定

(通算老齢年金等の額の改定)

第二条 昭和四十一年一月一日前に通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十九条の五において準用する第二十八条第三項、第三十三条、第三十八条（第四十一条の三において準用する場合を含む。）、又は第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十一年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の數に應じて、その母子年金又は準母子年金の額を改正する。

(障害年金の支給要件に関する経過措置)

第三条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が、廃疾認定日が昭和四十一年十二月一日前であるその傷病により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、昭和四十一年十二月一日前に当該傷病に係る障害年金の受給権を取得したことがあ

る者については、同日において当該傷病によりこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にある場合に限る。

一 この法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当したこと。

二 初診日において被保険者であり、かつ、廃疾認定日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ 廃疾認定日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が五年以上であること。

ロ 廃疾認定日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされてゐること。

ハ 廃疾認定日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされてゐること。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者（二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者を除く。）が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号のいずれかに該当し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日が昭和四十一年十二月一日以前であり、かつ、同日において前後の廃疾を併合してこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和

和三十六年四月一日において二十歳をこえた者）については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替へるものとする。

4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、この法律による改正前の第三十条第一項第一号の要件に該当した者は、この法律による改正後の第三十条の規定の適用については、同条第一項各号の要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

第四条 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の死亡日において被保険者であり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて、附則第二条第二項に規定する妻以外のものが、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、この法律による改正後の第三十七条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、母子年金の受給権者であつたことがある妻については、同日において、夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくする場合に限る。

一 死亡日の前日においてこの法律による改正前の第三十七条第一項第一号イからハまでの

いずれかに該当したこと。

二 死亡日の前日において次のいずれかに該当したとき。

イ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が三年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の三年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの被保険者期間が一年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の一年間が保険料納付済期間で満たされていること。

2 前項の規定は、妻が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

3 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日において被保険者であり、前項各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第二条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるものに限る。）にあるときは、この

法律による改正後の第四十一条の二第一項の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、準母子年金の受給権者であつたことがある女子については、同日において、孫又は弟妹であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（死亡者の死亡の当時死亡者によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくする場合に限る。

4 前項の規定は、女子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

（遺児年金の支給要件に関する経過措置）

第五条 死亡日において被保険者であり、かつ、前条第一項各号のいずれかに該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子（当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第四十二条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者であつたことがある者については、同日においてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に

限る。

2 前項の規定は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 現に婚姻をしているか、又は養子となつてゐるとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。

3 第一項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十一年十二月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、昭和四十一年一月から、その子の遺児年金の額を第四十四条第一項に規定する額に改定する。

4 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十一年十二月一日前に第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができ。

5 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

（福祉年金の額の改定）

第六条 昭和四十一年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権者取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四について準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子福祉

年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十一年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に関する経過措置）

第七条 昭和四十一年十二月以前の月分の通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

（国外居住者等に係る福祉年金に関する経過措置）

第八条 日本国内に住所を有していたとしたならば、福祉年金の受給権を取得すべきであつた者又は引き続きその受給権を有すべきであつた者が、この法律の公布の日日本国内に住所を有するときは、この法律の公布の日において、この法律の公布の日以後に日本国内に住所を有するに至つたときは、日本国内に住所を有するに至つた日において、その者に当該福祉年金を支給する。ただし、この法律の公布の日以前において、この法律による改正後の第五十九条、第六十四条第一項（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第四項に規定する受給権の消滅事由に該当する事実がなかつた場合に限る。

（障害福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第九条 明治二十九年十二月三日から昭和二十

年十二月一日までの間に生まれた者（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者）が、廃疾認定日が昭和四十一年十二月一日前である傷病（初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者）にあつては、二十歳に達した日。この条において以下同じ。）以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者を除く。）であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病により同項に規定する療疾の狀態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日前である傷病による療疾と初診日が同日以後である傷病による療疾とを併合して同項に規定する療疾の狀態にある者については、初診日が同日以後である傷病による療疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

一 初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る初診日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

イ 初診日において被保険者であつた者について、この法律による改正前の第五十六

条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

初診日が昭和三十六年四月一日以後である
傷病に係る廃疾認定日の前日において、次の
いずれかに該当したこと。

初診日において被保険者であつた者については、廃業認定日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

初診日において被保険者であつた者については、廃疾認定日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。

附則第三條第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、附則第一項ただし書中「同表に定める程度の摩擦」とあるのは、「同表に定める一級に該当する」と読み替えるものとする。

その疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭
和四十年十二月一日前であり、かつ、初診日
が昭四十年一月一日においてこの法律による改正前の第五十
一条第一項各号のいずれにも該当しなかつた者であつた者に限る。

この法律による改正後の第五十六条の規定に適用については、当該傷病に係る廃疾認定日、開日において同条第一項各号のいずれの要件も該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。

母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件
関する経過措置)

第十條 夫の死亡の當時夫によつて生計を維持し

た妻（附則第六條第二項に規定する妻を除く。）であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十二年十二月一日において二

十歳をこえる者）が、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃

疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の痼疾の状態を除く。次項において同じ。）にあり、かつ、義務教育終了

後で二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第六十一条本文の規定

にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 妻が、現に婚姻をしているとき。
- 二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（夫の死亡後に養子

となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子と

なつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の當時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第六條第二項に規定する祖母又は姉を除く。）であ

つて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十一年十二月一日にお

いて第六十四条の第三項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度

の癘疾の狀態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、この法律による改正後の同条第一項本文の規定にかかわらず、

その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、

この限りでない

- 一 女子が、現に婚姻をしているとき。
- 二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（その死亡者の死

亡後に養子となつた場合に限る。）

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべ
てが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の

者の養子となつてゐるとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十三年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日の前日において次の各号の

要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳

をこえた者)については、この限りでない。

一 死亡者の死亡日において被保険者であつた者については、次のいずれかに該当したこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であり、かつ、その期間のうちの

保険料納付済期間が、その期間の三分の二以上を占めること。

つた期間に係る保険料の滞納がないこと。
二 死亡者の死亡日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規

定する老齢福祉年金の支給要件に該当したと
と。
(福祉年金等の支給停止に關する経過措置)

第十二条 第六十五條第六項及び第六十七條第二項（第七十九條の二第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による福祉年

金の支給の停止については、この法律による改正後の別表の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の裾祉年金について適用し、昭和四十一年

十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第六十五條第六項、第六十六條、第六十七條第二項及び第三項並びに第七十九條の二第六項から第八項までの規定は、昭和四十年以降の年の所得による補給年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による補給年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この法律による改正後の第六十六條第一項第三号ロ（同条第二項の規定を適用する場合、第六十七條第二項において例による場合及び第七十九條の二第八項において準用する場合を含む。）中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替へるものとす、この法律による改正後の第七十九條の二第六項第三号（同条第八項において第六十七條第二項の規定を準用する場合を含む。）中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」とあるのは、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万七千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「六万円」と、それぞれ読み替へるものとす。

4 この法律による改正後の第七十九條の二第五項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢補給年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢補給年金についての受給権者の配偶者が障害補給年金を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

5 昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及び準母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があつたことによる支給の停止については、国民年金法附則第九條の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険料等に関する経過措置）
第十二條 昭和四十一年十二月以前の月に係る保

険料については、なお従前の保険料の額による。

第十三條 昭和四十四年一月以後の月分の保険料の額は、この法律による改正後の第八十七條第三項の規定にかかわらず、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき二百五十円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円とする。

第十四條 昭和四十二年一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該期間につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき百円（昭和四十四年一月以後の各月については、百五十円）とする。

2 前項の期間を有する者について、第二十七條の規定により年金額の計算を行なう場合（同条の例により年金額の計算を行なう場合を含む。）において、同項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、同条第一号に規定する額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月について、それぞれ当該各号に定める額を十二で除して得た額とする。

一 第八十九條又は第九十條の規定により前項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月 千五百円

二 前号に掲げる月以外の月 千五百円
第十五條 昭和四十六年四月以後であつて政令で定める月以後の月分の保険料の額は、附則第十三條及び前条第一項に規定する額にそれぞれ五十円を加えた額とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料の額に、第四條第二項の規定により昭和四十六年三月三十一日までに進められるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第十六條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七部 社会労働委員会會議第十一号 昭和四十一年四月十九日【参議院】

附則第三十二條第三項及び附則第四十二條第六項中「第七十九條の二第六項」を「第七十九條の二第八項」に改める。

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、クリーニング業法の一部改正に関する請願（第一五二六号）（第一五二七号）（第一五五三三号）（第一五五七五号）（第一五八〇号）（第一五八一号）（第一五九七号）（第一五九八号）（第一六二八号）（第一六二九号）
一、結核対策の拡充に関する請願（第一五二八号）

一、健康保険、共済改悪反対及び医療保障確立に関する請願（第一五二九号）
一、全国一律最低賃金制確立に関する請願（第一五三〇号）（第一五三二号）（第一五三三三号）（第一五三三三号）（第一五三三三号）（第一五三三三号）
一、療術業務（医療類似行為）の新規開業の制度化に関する請願（第一五三六号）
一、農林水産業に対する失業保険適用に関する請願（第一五六四号）
一、簡易水道事業に対する助成強化に関する請願（第一五六五号）
一、アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願（第一五七六号）（第一五八三三号）（第一六〇七号）（第一六三〇号）（第一六三三三号）（第一七二二二号）（第一七二三三号）
一、栄養士法第五條の二の第二号改正に関する請願（第一五八二二号）（第一五八九九号）
一、戦傷病者特別援護法は正に關する請願（第一五八七号）（第一六一八号）
一、戦傷病者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係る不均衡是正に關する請願（第一五八八号）（第一五八九号）（第一六二〇号）（第一七〇五号）（第一七〇六号）
一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡是正に關する請願（第一六二二二号）（第一七〇三三号）

一、衛生検査技師法の一部改正に關する請願（第一六二七号）
一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に關する請願（第一七〇四号）
一、健康保険改悪反対及び医療保障確立に關する請願（第一七二二二号）

第一五二六号 昭和四十一年四月一日受理
クリーニング業法の一部改正に關する請願
請願者 大阪府高槻市芥川三六〇 高野市太郎
紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五二七号 昭和四十一年四月一日受理
クリーニング業法の一部改正に關する請願
請願者 東京都千代田区麹町二ノ一二東京都クリーニング環境衛生同業組合
内 田村林太郎
紹介議員 林 堀君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五五三三号 昭和四十一年四月一日受理
クリーニング業法の一部改正に關する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡庄和町字米島一、一八五 石川金平
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五七五号 昭和四十一年四月二日受理
クリーニング業法の一部改正に關する請願
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一五、三八 五 宮下正和
紹介議員 野瀬 勝君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

請願者 北海道函館市宝来町三ノ六函館ク
リーニング協同組合理事長 森地
秀一

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五八一号 昭和四十一年四月四日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 北海道美幌市西一条北二丁目北海
道クリーニング環同組合美幌班
内 日野優

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五九七号 昭和四十一年四月五日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 長野県飯田市上飯田 小原勝次郎

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五九八号 昭和四十一年四月五日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 愛知県豊川市東光町四ノ二八 渡
辺盛之助

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一六二八号 昭和四十一年四月六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 東京都品川区小山四ノ二〇 斎藤
圭介

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一六二九号 昭和四十一年四月六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 愛知県岡崎市伝馬通四ノ三三 伊
藤百合夫

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五二八号 昭和四十一年四月一日受理
結核対策の拡充に関する請願
請願者 東京都北多摩郡村山町中藤三、二
六〇国立村山療養所内 高梨繁外
三百七名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一五二九号 昭和四十一年四月一日受理
健康保険、共済改悪反対及び医療保障確立に関す
る請願(二通)

請願者 東京都三鷹市下連雀四七六 松井
義明外六十五名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一五三〇号 昭和四十一年四月一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 山形県長井市小出 高藤十郎外一
万九千九百九十名

紹介議員 加藤シヅエ君

わが国の低賃金と貧困を解決するため、左記事項
の即時実現を図りたい。

一、現行の最低賃金法を即時廃止すること。
二、左の内容を基本とする全国一律最低賃金法を
制定すること。

1 労使同数の代表が団体交渉で賃金を決定す
るため最低賃金委員会を確立し、その委員会
に法律上の権限を与えること。

2 この最低賃金は就業労働者ばかりでなく、
失業手当、生活保護の給付額及び農漁民、中
小零細業者の自家労賃の基準として適用する
こと。

三、この最低賃金法と関連し、家族手当法の制定
およびこれを基準とする社会保障制度を総合的

に確立すること。

理由

一九五九年につくられた最低賃金法は、労使の
交渉と合意によつて賃金を決定するという原則を
ふみにじるなど、労働者の権利を一方的にうば
い、日本の低賃金を合理化する手段となつてお
り、真の最低賃金制とはまったく異なつたもので
ある。事実、最低賃金法の制定後もわが国の低賃
金は少しも改善されず、むしろ独占物価、公共料
金の値上げをはじめとする物価上昇と最低生活費
にさえくいこむ重税によつて生活の苦しさはい
つそり深まつている。

第一五三一号 昭和四十一年四月一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 山形県長井市小出日ノ出町 土屋
ちえ外一万九千九百九十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三二号 昭和四十一年四月一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福岡市姪浜竹山一丁目 竹村正美
外一万九千九百九十名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一五三〇号と同じである。

第一五三三号 昭和四十一年四月一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町新島井 鈴木
定美外一万九千九百九十名

紹介議員 加藤 完君

ニセ最低賃金法をただちに廃止し、次の内容を基
礎とする全国一律の最低賃金法を即時制定し、当
面最低賃金としていかなる労働者にも一万四千元
を保障されたい。

一、いかなる産業、業種、地域、性にかかわらず
全国一律に適用する最低賃金を設定すること。

二、最低賃金額を決定する権限をもつ最低賃金委
員会を設置すること。

三、最低賃金の額を決定するにあつては、労働
者の生計費を基礎とし、生計費の上昇に応じて
スライドすること。

四、最低賃金制の実施のため必要な監督機構と十
分な罰則を設けること。

なお、この最低賃金は、全国民の最低生活を保障
する意味から失業手当、傷病手当、生活保護の給
付額、農漁民、中小零細業者の自家労賃などの基
準の最低となるものであり、この立場にたつて社
会保障制度を総合的に確立されたい。

理由

昭和三十四年制定の現行最低賃金法は、業者間協
定がその基本となつており、労働者が最低賃金の
決定に労使対等の立場で参加する権利を奪つてお
り、労働者の最低生活を保障していないものであ
るばかりでなく、ILO条約、勧告にも違反する
ものである。

第一五三四号 昭和四十一年四月一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町馬場 柴田
大助外一万九千九百九十名

紹介議員 木村裕八郎君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一五三五号 昭和四十一年四月一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町吉松 池田
徳幸外一万九千九百九十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一五三六号 昭和四十一年四月一日受理
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関
する請願

請願者 秋田市川尻町字保戸野境八

照井藤松
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一五六四号 昭和四十一年四月二日受理
農林水産業に対する失業保険適用に関する請願
請願者 福島市杉妻町福島県議会議長 鈴木 省吾

紹介議員 石原幹市郎君
農林水産業労働者の社会保障を充実させるため、すみやかに失業保険制度を改善するよう強く要望する。

理由
農林水産業に就労する労働者は、その自然的、経済的、社会的制約のため、労働関係法規の保護と社会保障を十分受け得られない現状であり、なかんずく失業保険制度については、当該産業が当然適用対象事業から除外されているため、これが強制適用を受けている他産業又は同一産業でありながら強制適用を受けているものと比して著しく均衡を欠いていることはきわめて遺憾である。

第一五六五号 昭和四十一年四月二日受理
簡易水道事業に対する助成強化に関する請願
請願者 福島市杉妻町福島県議会議長 鈴木 省吾

紹介議員 石原幹市郎君
へき地における簡易水道建設事業に対する国庫補助率を大幅に引き上げるとともに起債条件の緩和を図られるよう強く要望する。

理由
へき地における簡易水道の建設費は、水源離や水質不良等の悪条件のため、標準建設費の二倍以上に達するものもみられ、現行国庫補助率及び起債条件をもつては建設がきわめて困難であり、また、建設後においても水道料金が非常に高額とならざるを得ない。

第一五七六号 昭和四十一年四月二日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 東京都世田谷区上馬二ノ一八 高木 米子

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一五八三号 昭和四十一年四月四日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 東京都新宿区下落合一ノ五〇〇 篠原喜美

紹介議員 横山 フク君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一六〇七号 昭和四十一年四月五日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市為心町中一 宮川 八重子

紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一六三〇号 昭和四十一年四月六日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町三ノ三六〇 小畑タメ

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一七二二号 昭和四十一年四月七日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 岩手県久慈市夏井町大湊 大湊長太郎

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一七二三号 昭和四十一年四月七日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 岩手県盛岡市志家三ノ四三 橋風会 盛岡支部内 加茂房子

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一五八二号 昭和四十一年四月四日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 東京都大田区中央五ノ三〇 栄養士法改正期成同盟内 綿貫フク子外 六十二名

紹介議員 紅露みつ君
この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一五九九号 昭和四十一年四月五日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 東京都大田区中央五ノ三〇 栄養士法改正期成同盟内 渡辺宏子外 十四名

法人三重県傷痍軍人会内 松村黄次郎
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一六一八号 昭和四十一年四月六日受理
戦傷病者特別援護法は正に関する請願
請願者 長野県市野四〇ノ一 長野県社会会館内長野県傷痍軍人会内 三尾 實三

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一五八八号 昭和四十一年四月四日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願
請願者 三重県津市下郡田字徳田三三財団 法人三重県傷痍軍人会内 松村黄次郎

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一六一九号 昭和四十一年四月六日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願
請願者 長野県市野四〇ノ一 長野県社会会館内長野県傷痍軍人会内 三尾 實三

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一六二〇号 昭和四十一年四月六日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇 鹿児島県傷痍軍人会内 岩元善太郎外 一名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第一四九五号と同じである。

第一七〇五号 昭和四十一年四月七日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係る不均衡是正に関する請願

請願者 茨城県水戸市南三の丸一八茨城

県傷痍軍人会連合会内 三村勇

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一四九五号と同じである。

第一七〇六号 昭和四十一年四月七日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係る不均衡是正に関する請願

請願者 大阪府南区田島町二財団法人大阪

府傷痍軍人会 松倉正一外一名

紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一四九五号と同じである。

第一六一二号 昭和四十一年四月六日受理

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡是正に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

県傷痍軍人会内 岩元善太郎外一名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一七〇三号 昭和四十一年四月七日受理

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡是正に関する請願

請願者 茨城県水戸市南三の丸一八茨城

県傷痍軍人会内 三村あき外一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一六二七号 昭和四十一年四月六日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県柏市柏一、四三四 木村長

雄

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一七〇四号 昭和四十一年四月七日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願

請願者 茨城県水戸市南三の丸一八茨城

県傷痍軍人会連合会内 三村勇外一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第一七一一号 昭和四十一年四月七日受理

健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願

請願者 大阪府豊中市箕輪一九六 道平勇

外百二十名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

昭和四十一年四月二十八日印刷

昭和四十一年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局